

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

- 1 開催日時 令和7年4月25日（金） 午後1時30分から
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 南庁舎2階 市民協働会議室「そでふれば（1）」

3 出席委員

会 長	高野 司	副会長	本澤 規儀
委 員	大久保 努	委 員	島田 將士
委 員	松岡 幸子	委 員	溝口 正行
委 員	堀川 尚登	委 員	白戸 喜美代

（欠席委員） なし

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	都市建設部 部長	佐野 裕達
都市建設部 次長	岡野 達也	下水道課 課長	塩谷 晃雄
下水道課 副参事 (計画建設班長)	渡部 肇	下水道課 副課長 (施設班長)	鎗田 誠一
下水道課 経営班長	松崎 真伍	下水道課 主査	田中 綾輔
下水道課 副主査	川上健次郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市下水道事業の概要について
- (2) 令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算について

7 議 事 別紙会議録のとおり

● 議事録署名人の選出

高野会長が大久保委員と松岡委員を指名する。

議題（１）袖ヶ浦市下水道事業の概要について
（事務局より説明）

質問事項等

大久保委員

農業集落排水について教えていただきたいのですが、４ページで松川地区は終末処理場で汚水処理を実施しているとのことでした。松川地区は農業集落排水事業にはなりますが、東部浄化センターで汚水进行处理していたわけではなく、整備当初から終末処理場で処理されていたのでしょうか。

事務局（塩谷課長）

農業集落排水事業として、事業をスタートしておりますが、整備当初から汚水処理は下水の終末処理場の方で行っております。

高野会長

冒頭で市長からもお話があったように、今年１月に埼玉県八潮市の方で老朽化によって道路の陥没事故等がありました。その際に下水道管の点検を実施して、異常がないとのことでしたけれども、下水道の供用を開始して相当経っていますよね。最初の供用開始が昭和５９年で整備済の管渠の延長が２４６kmで、うち汚水幹線が３２kmあるということでした。老朽化の不具合などにより、これまで管渠の更新や更生工事などが行っていると思いますが、実際の老朽化の具合はどのような状況であり、これから更新整備が必要になるのでしょうか。

事務局（塩谷課長）

下水道管の耐用年数は一般的には５０年とされているところでございます。

先ほど市長の話にもありました埼玉県の事故での管渠は、まだ整備して５０年に少し足りないくらい経過していたと思いますけれども、袖ヶ浦市の管渠も、しばらくすると５０年を経過することになります。老朽度でいいますと、今後管渠を入れ替えるというよりは、既存の下水道の管渠内をコーティングするような、丈夫にするような工事を進めていく必要があると考えております。

先程１，５００mmが一番大きい管渠とお話をさせていただきましたが、実際に皆様のご家庭の前の道路に入っている管渠は２００mmや２５０mmになりますので、まずは大きな管渠や埋設時期の古い箇所などを中心に、今後の管渠の更新等のやり方も含めて考えていく必要があるタイミングであると考えております。

高野会長

その管渠の更新工事や更生工事などの国庫補助金などはあるのでしょうか。

事務局（塩谷課長）

色々な計画への位置づけ等は必要になるかと思いますが、該当になるものはあると思います。

高野会長

わかりました。

堀川委員

7 ページの公共下水道の計画の概要のところ、汚水量原単位のそれぞれの値があり、計画汚水量についてはこの人数に合わせて計画をしたという数字かと思っています。下水道法事業計画の時間最大時の計画汚水量は31,522 m³/日がMAXであり、それに対して終末処理場の処理能力が21,600 m³/日です。この処理能力で計画汚水量をちゃんと対応できるのかなという話になります。処理能力の数値を24時間平均で換算すると900 m³に変わります。つまり雨がドーンと降った場合にどうなるのかなと思いました。

事務局（渡部副参事）

まず、私どもの公共下水道は汚水と雨水が分かれた分流式になっております。

それで実際の汚水量というのは日平均・日最大・時間最大のデータを基にして、袖ヶ浦の26,800 m³/日という数値を出しておりますので、この処理能力で対応できるものになっております。

堀川委員

雨水は全然入ってこないから、その分については大丈夫ですよということですかね。

事務局（塩谷課長）

実際には全く雨水が入ってこないわけではないので、どうしても晴れの日と雨の日では入ってくる水量に違いがあります。

島田委員

3 ページの水洗化率あるいは接続率で97.5%と高い数字であり、県内の他の市町村があればもう少し低い数字が多いのですが、袖ヶ浦市で何か工夫されていることがあれば教えていただきたいです。非常に接続されているので、何か市民の方に特別なことをされているのかなと思いました。

事務局（塩谷課長）

特別なことは行っていません。

島田委員

そうしますと、やはり、それは住民の方の意識が高くて、もう下水道が来たから接続するのは当たり前だよという意識で接続されているのですかね。

事務局（塩谷課長）

今の時代になりますと、特に下水道区域が広がっていくわけでないので、次に新しく家が建てた方は自動的に下水道になります。以前、下水道を建設している時代などは、下水道が使えるようになれば、個別に家を1件1件訪問して下水道が使えるようになりましたので繋いでくださいというようなPRをしていた時代もございました。

島田委員

その結果、今97.5%になったということですね。

事務局（塩谷課長）

現在も、お手紙を送ったり訪問したりというPRは継続して行っていますが、市内全体的にはではなく地区を少し絞った形でPRを行っています。

島田委員

お年寄りのご家庭などは、もう自分の代で終わってしまうからと、接続しないというお話をよく伺いますが、やはり苦労されているのでしょうか。

事務局（松崎班長）

そうですね。農業集落排水地域については、そのようなお話は聞いております。

島田委員

やはり若い方がいらっしゃると接続してもらえるのですかね。

事務局（塩谷課長）

そうですね。

議題（２）令和７年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算について （事務局より説明）

質問事項等

堀川委員

この予算ですが、今の時期になりますので、もうこれはほぼ決定しているということよろしいですか。

事務局（松崎班長）

こちらについては令和6年度最後の議会で議決をいただきまして確定しております。

こちらの予算で、既に一部事業は執行しております。

堀川委員

そういうことですね。予算としては確定していると思いますが、全体的に見まして、2ページ、収益的収入及び支出、支出の下水道事業費用が令和6年度より下がっていますが、それはどのような理由になりますか。

事務局（松崎班長）

こちらについては、主に予算が下がっているものとしたしまして、処理場費になり、通常の維持管理部分は基本的にはほぼ同額となっておりますが、令和6年度については、終末処理場の全体計画の策定やストックマネジメント計画の策定などの計画の予算が多かったので、令和6年度の予算が少し膨らんでいました。通常の維持管理部分については、大きく変わっていないです。

堀川委員

埼玉県八潮市の事故があり、それがクローズアップされているのですが、それに比べて令和7年度はそのような事故があったにも関わらず、何かあまり予算が多くないという印象がありますが、それはどうなのでしょう。

事務局（塩谷課長）

事故が起きたのが令和7年1月末ぐらいだったかと思いますが、その時期には令和7年度の予算は市役所の中でほぼ確定し、算定されている状態になります。そのため、今回の事故を受けて特に予算を盛り込んだものはないのが実情です。

今後、管渠の点検や国などからの要請の状況等によっては、必要な予算を補正するなどの対応していくように考えています。

堀川委員

わかりました。

島田委員

他会計補助金は、一般会計からの繰入金と教えていただきましたが、ちなみに袖ヶ浦市の一般会計の事業規模はどれぐらいですか。

事務局（松崎班長）

今は300億円ぐらいです。

島田委員

300億円のうちの1%ぐらいが下水道に使用、繰り出しされていて、下水道の繰り出しが一般会計を圧迫することはないということですか。

事務局（松崎班長）

一般会計については予算の規模はありますが、社会福祉費などの事務的経費が年々増加している状況ですので、規模の割に一般会計も余裕はないと思います。

島田委員

基準内と基準外の割合は重要だと思います。それについてはとても努力されていると思いますので、できる限りその基準外を減らせるのが一番健全と言われるところだと思います。引き続き頑張ってくださいと思います。

事務局（松崎班長）

先ほどの一般会計予算は今年度301億9千万で約300億でした。

島田委員

1%ぐらいですね。

大久保委員

5ページ、管渠費の内容のところで、アンダーバーが引いてあるNo.2の汚水ポンプ修繕工事が2行並んでいますが、こちら別の工事がそれぞれ計上されているということよろしいですか。

事務局（鎗田副課長）

場所がNo.8マンホールポンプ場とNo.18マンホールポンプ場のそれぞれのマンホールポンプの中にあるポンプ2機のうち1機を修繕するものになります。

大久保委員

工事としては全然違う別の工事ということですね。わかりました。

高野会長

私の方から、同じく5ページの処理場費で今年度終末処理場の再構築長期方針策定委託ということで、終末処理場が老朽化しているということもあり、今後改築を計画して、これで検討していくということですか。

事務局（渡部副参事）

例えば、どのように新しく作るか改築するか、また現状の施設につきましても長寿命化を図っていくなどの総合的な方針で、長期的にどのように運用していくかというものを検討する委託料となります。

高野会長

袖ヶ浦市でも、この市役所の隣になる袖ヶ浦駅の西口の方も区画整理等が計画され、今後区域が広がっていくので、下水道区域も広がっていくでしょうね。そのようなものも検討に入ってくるのですか。

事務局（塩谷課長）

まだ、計画の内容は具体的なものではないのですが、今後の処理場のあり方については、ある程度見込んだ上で策定していく必要があると考えております。

令和7年度（第1回）袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

日 時：令和7年4月25日（金）

午後1時30分から

場 所：袖ヶ浦市役所 南庁舎2階

市民協働会議室「そでふれば（1）」

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員及び職員の紹介

4 正・副会長の選出

5 会長あいさつ

6 議事録署名人の選出

7 議 事

（1）袖ヶ浦市下水道事業の概要について

（2）令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算について

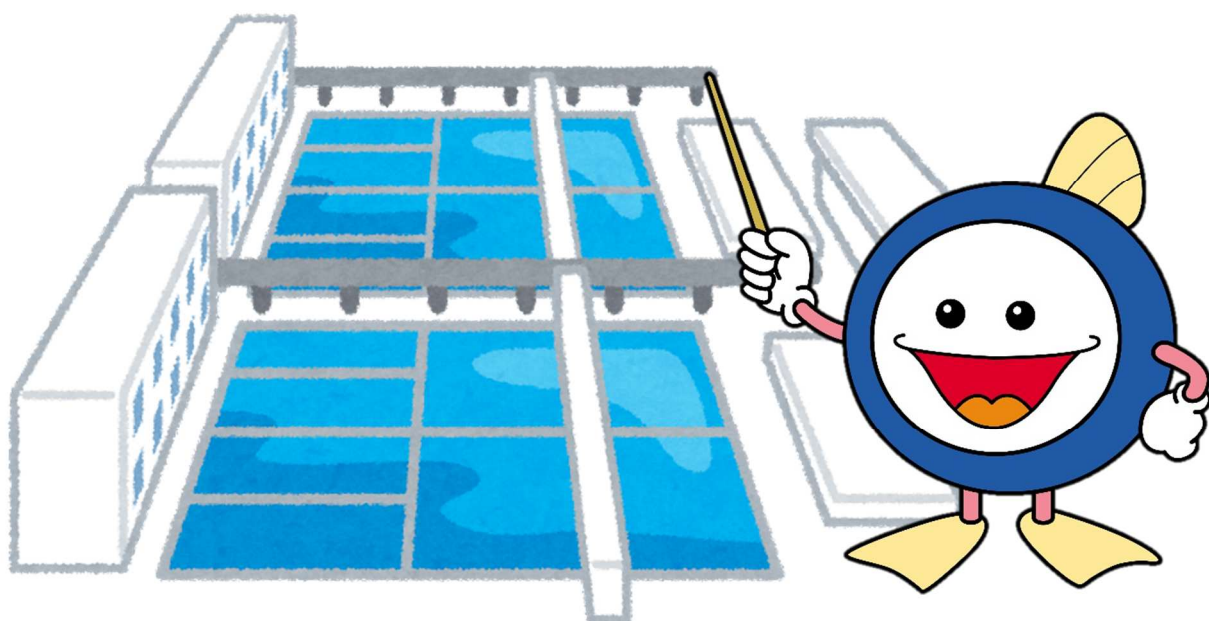
8 そ の 他

9 閉 会

※開会前に辞令交付を行います。

閉会後に、終末処理場の案内を行います。

袖ヶ浦市下水道事業の概要



下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」

令和6年度版

【審議会資料】

目 次

I	経緯	3
II	計画	5
III	施設	15
IV	普及率・水洗化率・有収水量	23
V	水洗便所改造資金無利子貸付金	26
VI	受益者負担金・受益者分担金	28
VII	使用料	30
VIII	経営（財政）	33

※ 本紙中の数値は表示単位未満を四捨五入しています。このため、計算の積み上げと合計値が一致しない場合があります。

海苔流しの様子

海苔漉き(のりつけ)は水樽に海苔を入れよくかき混ぜる。海苔の分量が大事。マスで酌みワクの中に海苔が均一になるように素早く流し込む

I 下水道事業の概要

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全並びに雨水の排除による浸水の防除のために欠くことのできない重要な役割を担っています。

本市では、下水道事業として、公共下水道事業（汚水・雨水）、農業集落排水事業（汚水）を実施しています。 ※ 公共下水道事業（雨水）については、土木管理課で実施しています。

1 公共下水道事業（汚水）

公共下水道事業(汚水)は、昭和49年に当初事業認可を取得した後、昭和59年から分流式下水道として一部区域の供用を開始しています。

令和5年度末時点の全体計画面積は1,419ha、事業計画面積は1,063haとなっています。また、整備済面積は1,042haとなっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。

処理施設については、東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき整備を進めています。

公共下水道事業（汚水）の概要

（令和5年度末時点）

袖ヶ浦処理区		
全体計画面積（松川地区を含む）※1		1,419ha
事業計画(事業認可)面積（松川地区を含む）※1		1,063ha
整備済面積（松川地区を含む）※1		1,042ha
建設開始年月日		昭和49年4月1日
供用開始年月日		昭和59年4月1日
特別会計設置年月日		昭和53年3月15日
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用（一部適用）
処理区域内人口		44,812人
接続者数		43,707人
普及率		67.9%（=44,812人／市内人口66,041人）
水洗化率		97.5%（= 43,707人／44,812人）
処理区域内人口密度※2		43.0人/ha(= 44,812人/1042ha)
年間有収水量		4,678,192m ³ （し尿処理施設からの汚水排除量含む）
流域下水道等への接続の有無		無
汚水処理施設 （分流式）	名称	袖ヶ浦終末処理場
	供用開始	昭和59年4月1日
	処理方式※3	標準活性汚泥法
	現有処理能力	21,600m ³ ／日
汚水ポンプ場	名称	横田汚水中継ポンプ場
	供用開始	平成13年4月1日
	現有揚水能力	1.34m ³ ／分
汚水マンホール形式ポンプ場		22箇所
整備済管渠延長		246km

※1：松川地区は農業集落排水事業で整備し管理されているが、流末を公共下水道に接続して汚水処理を行っていることから、下水道計画は公共下水道事業区域に位置付けています。

※2：処理区域内人口密度＝ 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

※3：全体計画における処理方式：嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過

2 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水の施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的とし、平成5年に袖ヶ浦東部地区の事業認可を取得しました。また、同年には特別会計を設置するとともに事業の進捗を図り、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区、松川地区の施設整備が全て完了しました。

このうち、松川地区については公共下水道施設に接続され、汚水処理は公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場で行っています。

農業集落排水事業（污水）の概要

(令和5年度末時点)

		袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
		三箇・高谷 百目木・横田	野里・永地 上泉・下泉・永吉	永地・三黒 谷中・横田
全体計画面積		98ha	72ha	28ha
事業計画(事業認可)面積		98ha	72ha	28ha
現在整備済面積		98ha	72ha	28ha
建設開始年月日		平成 5年7月8日	平成18年4月1日	平成 9年7月1日
供用開始年月日		平成10年4月1日	平成24年4月1日	平成15年4月1日
特別会計設置年月日		平成5年9月20日		
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用（一部適用）		
処理区域内人口		3,986人		
接続者数		3,216人		
普及率		6.0%（=3,986人／市内人口66,041人）		
水洗化率		80.7%（= 3,216人／3,986人）		
処理区域内人口密度※1		20.1人/ha（= 3,986 人/198 ha）		
年間有収水量		292,004 m³		
流域下水道等への接続の有無		無		
汚水処理 施設	名 称	袖ヶ浦東部浄化センター		袖ヶ浦終末処理場 で処理を実施
	供用開始	平成10年4月1日		
	処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式に DO制御機構を付加した方式		
	現有処理能力	1,499 m³/日		
汚水マンホール形式ポンプ場		55箇所（袖ヶ浦東部地区14、平岡地区31、松川地区10）		
整備済管渠延長		57km		

※1 処理区域内人口密度＝ 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

Ⅱ 計画

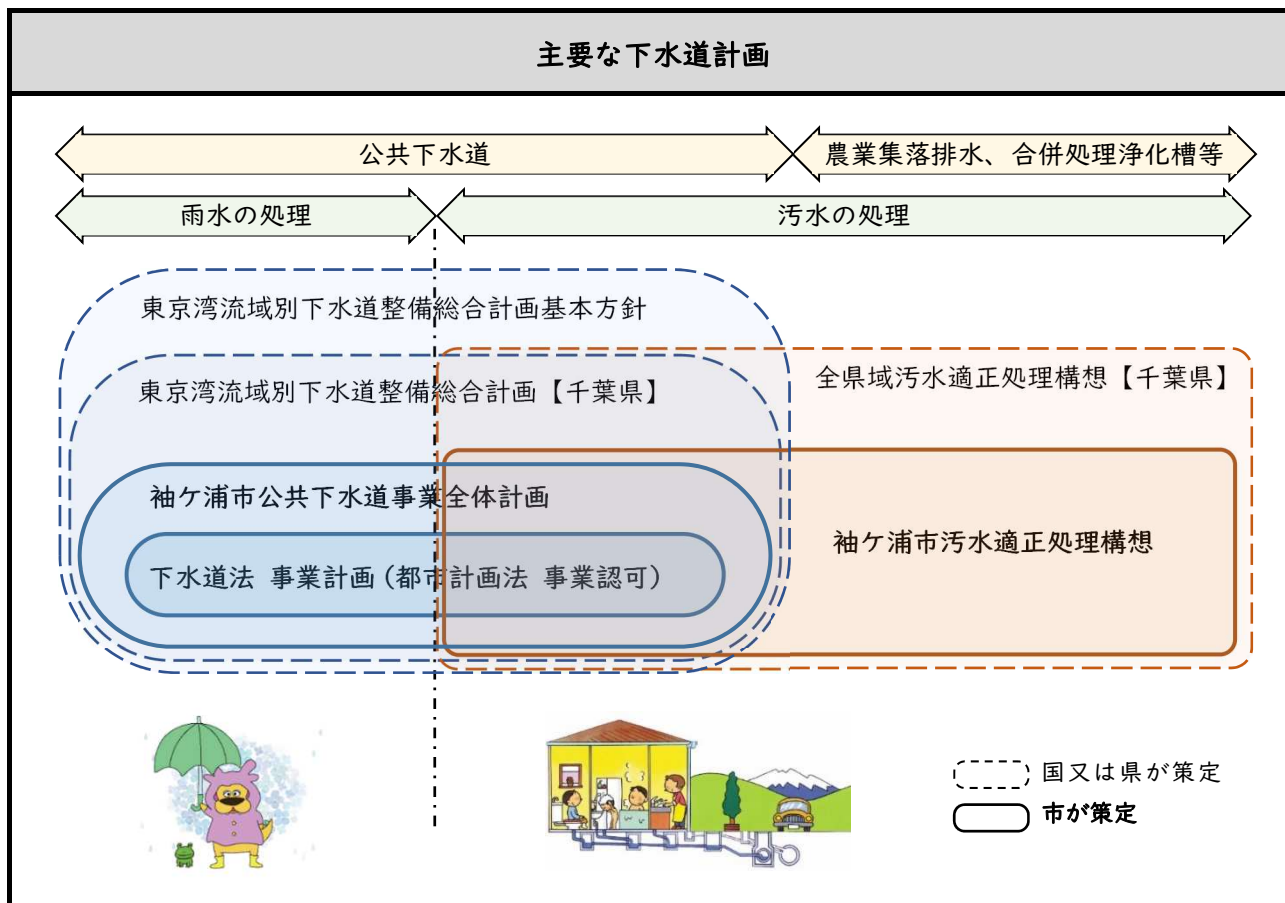
Ⅰ 下水道事業関連計画における背景

本市の公共下水道は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を目的とし、昭和49年に下水道法事業認可を取得し、鋭意下水道整備を推進してきました。昭和49年以降は16回の事業計画の変更を行い、現在の事業計画区域は汚水1,063haのうち1,042haが整備済みとなり、対事業計画整備率は約98.0%となっています。

また、平成8年度に千葉県全域汚水適正処理構想が策定されたことに伴い、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、市内全域を対象とした総合的な汚水処理の構想として、袖ヶ浦市汚水適正処理構想を策定し、今日まで公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の整備を推進してきました。

2 下水道計画の位置づけ

主要な下水道計画の位置づけ



(1) 東京湾流域別下水道整備総合計画 基本方針【国、検討委員会】

流域別下水道整備総合計画を2つ以上の都県にまたがる水域について策定する場合の、各都県間における、水質環境基準の達成に関する基本方針となります。

(2) 東京湾流域別下水道整備総合計画【千葉県】

公共の水域又は海域ごとの、下水道の整備に関する総合的な基本計画です。

(3) 全県域污水適正処理構想【千葉県】

県全域を対象とした総合的な構想。各市町村が策定した污水適正処理構想を県が取りまとめて策定します。

ア 袖ヶ浦市 污水適正処理構想

市内全域における污水处理の方法等について定めます。(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)

イ 袖ヶ浦市 公共下水道事業全体計画

東京湾流域別下水道整備総合計画等の上位計画で定められた目標に基づき、将来的な公共下水道の施設の配置計画を定めるもので、概ね20年先の状況を想定し策定します。

ウ 下水道法 事業計画(都市計画法 事業認可)

公共下水道事業全体計画を基に、優先度の高い地区、整備進捗状況及び財政状況などを勘案し、概ね7年以内に整備可能な区域について計画を策定します。

また、事業計画を策定し、都市計画事業として下水道事業を開始するためには、都市計画法の手続きを経て、事業計画の認可を受ける必要があります。

公共下水道の計画の概要

			公共下水道事業全体計画			下水道法 事業計画		
計画目標年次			令和 6 年度			令和 6 年度		
下水道計画区域面積(ha)	汚水		1,418.7			1,063.0		
	雨水		1,149.0			810.0		
行政人口 (人)			58,000			58,000		
下水道計画人口 (人)			49,700			43,040		
汚水量原単位 (L/人/日)	区分		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	家庭	生活	255	340	510	250	335	505
		営業	50	65	100	50	65	100
		計	305	405	610	300	400	605
	地下水		70	70	70	60	60	60
計画汚水量 (m³/日)	区分		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	家庭		15,160	20,130	30,320	12,912	17,216	26,040
	地下水		3,480	3,480	3,480	2,582	2,582	2,582
	工場		2,670	2,670	5,340	1,450	1,450	2,900
	その他		500	500	750	0	0	0
	計		21,810	26,780	39,890	16,944	21,248	31,522
終末処理場	名称		袖ヶ浦終末処理場			袖ヶ浦終末処理場		
	水処理方式		嫌気無酸素好気法(凝集剤添加) + 急速ろ過			標準活性汚泥法		
	污泥処理方法		濃縮→脱水→焼却			濃縮→脱水		
	処理能力		26,800 m³/日			21,600 m³/日		
	計画流入水質 (mg/L)		BOD 195 COD 126 SS 160 T-N 49 T-P 4.9			BOD 200 COD 121 SS 162 T-N 47 T-P 4.7		
	計画処理水質 (mg/L)		BOD 10 COD 10(8) T-N 10(8) T-P 0.5(0.4)			BOD 10 COD 10(8) T-N 10(8) T-P 0.5(0.4)		
	計画放流水質 (mg/L)		BOD 10 T-N 11 T-P 1.1			BOD 10		
汚水ポンプ場	名称		横田汚水中継ポンプ場			横田汚水中継ポンプ場		
	計画汚水量		1.60 m³/分			1.17 m³/分		
	ポンプ能力		φ150×1.60 m³/分×2 台 (うち予備1 台)			φ100×1.34 m³/分×2 台 (うち予備1 台)		
雨水ポンプ場	名称		奈良輪雨水ポンプ場			奈良輪雨水ポンプ場		
	計画汚水量		618 m³/分			463 m³/分		
	ポンプ能力		φ900×144 m³/分×2 台 φ1000×165 m³/分×2 台			φ900×144 m³/分×2 台 φ1000×165 m³/分×1 台		

農業集落排水事業の計画の概要

	袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
事業計画区域面積 (ha)	98	72	28
計画人口 (人)	2,630	3,330	980
計画戸数 (戸)	662	877	231
日最大汚水量 (m ³ /日)	867.9	1,099	324
計画流入水質 (ppm)	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 7	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 5	BOD 200 SS 200 T-N 43 T-P 5
計画放流水質 (ppm)	BOD 10 SS 20	BOD 10 SS 20 T-N 15 T-P 2	BOD 10 SS 20
備 考	事業採択：平成5年度 供用開始：平成10年4月	事業採択：平成18年度 変更：平成22年度 供用開始：平成24年4月	事業採択：平成9年度 供用開始：平成15年4月

※農業集落排水事業は、施設整備が全て完了しています。

3 公共下水道計画の変更経緯

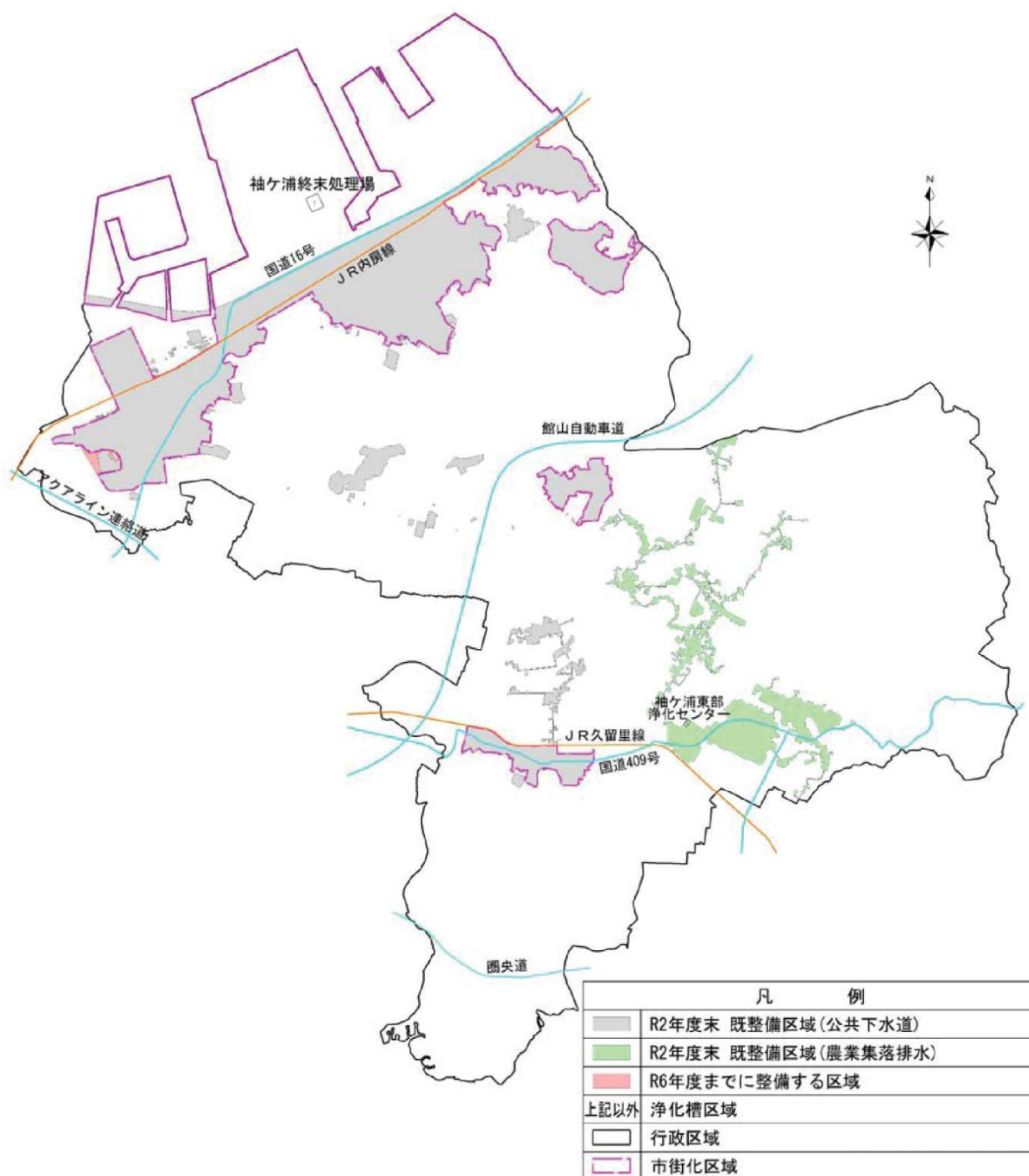
公共下水道計画の経緯

項 目		決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m ³ /日)	目標年度又は 事業年度	変更内容
全体計画 (当初)		S.44 年度	1,080 (汚水) 1,080 (雨水)	80,000	47,570	S.65	
当初	計画決定	S.48.7.27 町告示第 17 号	228	17,000	12,255	S.65	
	下水道法 事業認可	S.49.10.23 建設省千都下公発第 12 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.10.23 ~S.55.3.31	
	都市計画法 事業認可	S.49.11.22 千葉県告示第 962 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.11.22 ~S.55.3.31	
第 1 回 変更	下水道法 事業認可	S.53.10.16 建設省千都下公発第 73 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.10.23 ~S.58.3.31	一部処理場、管渠の変更、事業期間の変更
	都市計画法 事業認可	S.55.5.15 千葉県告示第 584 号	228 (汚水) 228 (雨水)	17,000	12,255	S.49.11.22 ~S.58.3.31	同 上
全体計画 (第 1 回変更)		S.57 年度	1,370 (汚水) 1,370 (雨水)	62,730	38,270	S.80	計画区域、計画フレーム、原単位、施設計画、目標年次の見直し
第 2 回 変更	計画決定	S.58.1.25 町告示第 5 号	695	45,010	27,460	S.80	
	下水道法 事業認可	S.58.3.10 建設省千都下公発第 3 号	350 (汚水) 350 (雨水)	18,730	10,114	S.49.10.23 ~S.66.3.31	福王台、蔵波台土地区画整理の一部地区を追加
	都市計画法 事業認可	S.58.3.29 千葉県告示第 268 号	350 (汚水) 350 (雨水)	18,730	10,114	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同 上
全体計画 (第 2 回変更)		S.60 年度	1,372 (汚水) 1,372 (雨水)	62,730	38,270	S.80	計画区域の追加 (2.0ha)
第 3 回 変更	計画決定	S.61.3.15 町告示第 21 号	698	45,180	27,560	S.80	南部幹線のルート変更及び線引き見直しに伴う一部区域の追加
	下水道法 事業認可	S.61.7.19 建設省千都下公発第 11 号	351 (汚水) 271 (雨水)	18,730	10,114	S.49.10.23 ~S.66.3.31	南部幹線のルート変更及び役場脇の区域を追加
	都市計画法 事業認可	S.61.8.1 千葉県告示第 675 号	351 (汚水) 271 (雨水)	18,730	10,114	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同 上
全体計画 (第 3 回変更)		S.61 年度	1,458 (汚水) 1,458 (雨水)	63,341	41,055	S.80	準工業地域 86.0ha の追加
第 4 回 変更	計画決定	S.62.8.13 町告示第 66 号	784	45,620	30,240	S.80	準工業地域 86.0ha の追加
	下水道法 事業認可	S.63.3.23 建設省千都下公発第 4 号	409 (汚水) 329 (雨水)	19,050	11,068	S.49.10.23 ~S.66.3.31	準工業地域の一部区域 58.0ha 追加
	都市計画法 事業認可	S.63.4.5 千葉県告示第 318 号	409 (汚水) 329 (雨水)	19,050	11,068	S.49.11.22 ~S.66.3.31	同 上
第 5 回 変更	計画決定	H.1.3.3 町告示第 15 号	784	45,620	30,240	S.80	北部及び久保田第 2 幹線のルート変更
	下水道法 事業認可	H.1.9.12 建設省千都下公発第 4 号	784 (汚水) 349 (雨水)	45,620	21,142	S.49.10.23 ~H.11.3.31	一部区域の追加、一部処理場、事業計画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.1.9.29 千葉県告示第 862 号	784 (汚水) 349 (雨水)	34,985	21,142	S.49.11.22 ~H.11.3.31	同 上
全体計画 (第 4 回変更)		H.3 年度	1,812 (汚水) 1,761 (雨水)	113,300	69,603	H.22	計画区域 354ha の追加、計画人口、原単位、目標年次の見直し
第 6 回 変更	計画決定	H.7.2.28 市告示第 19 号	838	56,870	36,330	H.22	のぞみ野団地区域の追加及び都市計画手続き簡素化による変更

項 目		決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m3/日)	目標年度又は 事業年度	変更内容
	下水道法 事業認可	H.7.6.26 建設省千都下公発第9号	838 (汚水) 349 (雨水)	48,600	27,931	S.49.10.23 ~H.13.3.31	のぞみ野団地区域の追加、主 要な管渠の一部変更、終末処 理場主要施設の変更、事業計 画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.7.7.18 千葉県告示第676号	838 (汚水) 349 (雨水)	48,600	27,931	S.49.11.22 ~H.13.3.31	同 上
第7回 変更	計画決定	H.9.4.4 市告示第58号	902	61,660	39,200	H.22	横田分区市街化区域の追加及 び都市計画手続き簡素化によ る変更
	下水道法 事業認可	H.11.3.15 建設省千都下公発第1号	902 (汚水) 349 (雨水)	44,730	26,420	S.49.10.23 ~H.18.3.31	横田地区区域及び幹線の追 加、横田汚水中継ポンプ場の 追加、終末処理場汚泥処理施 設の増設
	都市計画法 事業認可	H.11.4.9 千葉県告示第443号	902 (汚水) 349 (雨水)	44,730	26,420	S.49.11.22 ~H.18.3.31	同 上
全体計画 (第5回変更)		H.11年度	1,934 (汚水) 1,855 (雨水)	56,800	32,390	H.29	椎の森工業団地94ha及び松 川地区28haの追加、計画フ レーム、原単位、施設計画、 目標年の見直し
第8回 変更	計画決定	H.14.7.16 市告示第102号	978	44,500	26,480	H.29	汚水の都市計画決定として椎 の森工業団地65ha及び浜宿 団地11haの追加
	下水道法 事業認可	H.15.3.13 国関整都整第135号の2	963 (汚水) 349 (雨水)	41,100	21,940	S.49.10.23 ~H.18.3.31	椎の森工業団地22ha、浜宿 団地11ha及び松川地区 28haの追加
	都市計画法 事業認可	H.15.4.4 千葉県告示第358号	935 (汚水) 349 (雨水)	40,100	21,520	S.49.11.22 ~H.18.3.31	椎の森工業団地22ha、浜宿 団地11haの追加
第9回 変更	下水道法 事業認可	H.16.6.11 千葉県下指令第2号	963 (汚水) 349 (雨水)	41,100	21,940	S.49.10.23 ~H.18.3.31	久保田第1汚水幹線の口径、 延長の変更
第10回 変更	計画決定	H.17.1.7 市告示第2号	1,026	48,200	28,450	H.29	奈良輪地区48haの追加、奈 良輪第一雨水幹線及び奈良輪 雨水ポンプ場の追加
	下水道法 事業認可	H.17.3.11 国関整都整第204号	963 (汚水) 349 (雨水)	43,100	23,230	S.49.10.23 ~H.23.3.31	汚泥脱水機の機種変更、事業 計画期間の変更
	都市計画法 事業認可	H.17.6.3 千葉県告示第467号	935 (汚水) 349 (雨水)	41,300	22,460	S.49.11.22 ~H.23.3.31	事業計画期間の変更
第11回 変更	下水道法 事業認可	H.22.3.11 千葉県下指令第810号	963 (汚水) 349 (雨水)	43,100	23,230	S.49.10.23~ H.23.3.31	「下水道総合地震対策計画」 の追加、財政計画の変更
全体計画 (第6回変更)		H.22年度	1,419 (汚水) 1,149 (雨水)	49,700	26,780	H.36	東京湾流総の見直しに伴う目 標年度・諸元等変更及び袖ヶ 浦終末処理場施設計画の変更
第12回 変更	下水道法 事業認可	H.23.3.29 千葉県下指令第885号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.10.23 ~H.26.3.31	事業計画期間の変更、奈良輪 地区48ha追加、奈良輪第一 雨水幹線・奈良輪雨水ポンプ 場の追加・終末処理場処理水 量10,800 m ³ /日減
	都市計画法 事業認可	H.23.3.29 千葉県告示第285号	983 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.11.22 ~H.26.3.31	奈良輪地区48haの追加、奈 良輪第一雨水幹線及び奈良輪 雨水ポンプ場の追加
第13回	計画決定	H.24.2.10 市告示第18号	1,026 (汚水) 950 (雨水)	40,180	21,750	H.36	奈良輪第一雨水幹線の断面及 び延長を変更、奈良輪雨水ポ ンプ場の敷地面積を変更

項 目		決定及び 変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m3/日)	目標年度又は 事業年度	変更内容
変更	下水道法 事業認可	H.24.3.30 千葉県下指令第 992 号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.10.23 ~H.26.3.31	奈良輪第一雨水幹線の断面及び延長を変更奈良輪雨水ポンプ場の敷地面積、揚水量を変更
	都市計画法 事業認可	H.24.3.30 千葉県告示第 923 号	983 (汚水) 397 (雨水)	42,500	21,565	S.49.11.22 ~H.26.3.31	奈良輪字蒲原及び字弁天の各一部区域を収用事業地に追加、奈良輪字蒲原、字弁天、字高洲の各一部の区域を使用事業地に追加
第 14 回 変更	下水道法 事業計画変更	H.26.3.17 下第 675 号	1,011 (汚水) 397 (雨水)	44,500	21,027	S.49.10.23 ~H.31.3.31	事業施行期間の変更、奈良輪第 1 雨水幹線の断面変更、および奈良輪第 6 雨水幹線の削除
	都市計画法 事業認可	H.26.3.28 千葉県告示第 237 号	983 (汚水) 397 (雨水)	44,500	21,027	S.49.11.22 ~H.31.3.31	事業施行期間の変更
第 15 回 変更	計画決定	H.26.9.30 市告示第 170 号	1,035 (汚水) 1,024 (雨水)	42,150	22,690	H.36	椎の森工業団地汚水 9ha、雨水 74ha の追加 奈良輪第 1 雨水幹線の断面変更
	下水道法 事業計画変更	H.26.10.27 下第 376 号	1,063 (汚水) 471 (雨水)	44,500	21,357	S.49.10.23 ~H.31.3.31	椎の森工業団地 汚水 52ha、雨水 74ha の追加
	都市計画法 事業認可	H.26.11.14 千葉県告示第 718 号	1,035 (汚水) 471 (雨水)	44,500	21,357	S.49.11.22 ~H.31.3.31	椎の森工業団地 汚水 52ha、雨水 74ha の追加 奈良輪第 1 雨水幹線の断面変更
第 16 回 変更	下水道法 事業計画変更	H.30.9.13 下第 310 号	1,063 (汚水) 780 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~H.36.3.31	事業計画区域 雨水 309ha の追加 汚水・雨水幹線の変更 (現況施設の反映)
	都市計画法 事業認可	H.31.1.25 千葉県告示第 45 号	1,035 (汚水) 769 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~H.36.3.31	事業計画区域 雨水 298ha の追加
第 17 回 変更	下水道法 事業計画変更	R6.1.24 下第 636 号	1,063 (汚水) 780 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~R.7.3.31	事業施行期間の変更
	都市計画法 事業認可	R6.3.15 千葉県告示第 165 号	1,035 (汚水) 769 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~R.7.3.31	事業施行期間の変更
第 18 回 変更	下水道法 事業計画変更	R6.3.26 下第 849 号	1,063 (汚水) 810 (雨水)	43,040	21,248	S.49.10.23 ~R.7.3.31	奈良輪第一排水区 雨水 30ha の追加
	都市計画法 事業認可	R6.6.11 千葉県告示第 343 号	1,035 (汚水) 799 (雨水)	43,040	21,248	S.49.11.22 ~R.7.3.31	奈良輪第一排水区 雨水 30ha の追加

下水道構想図



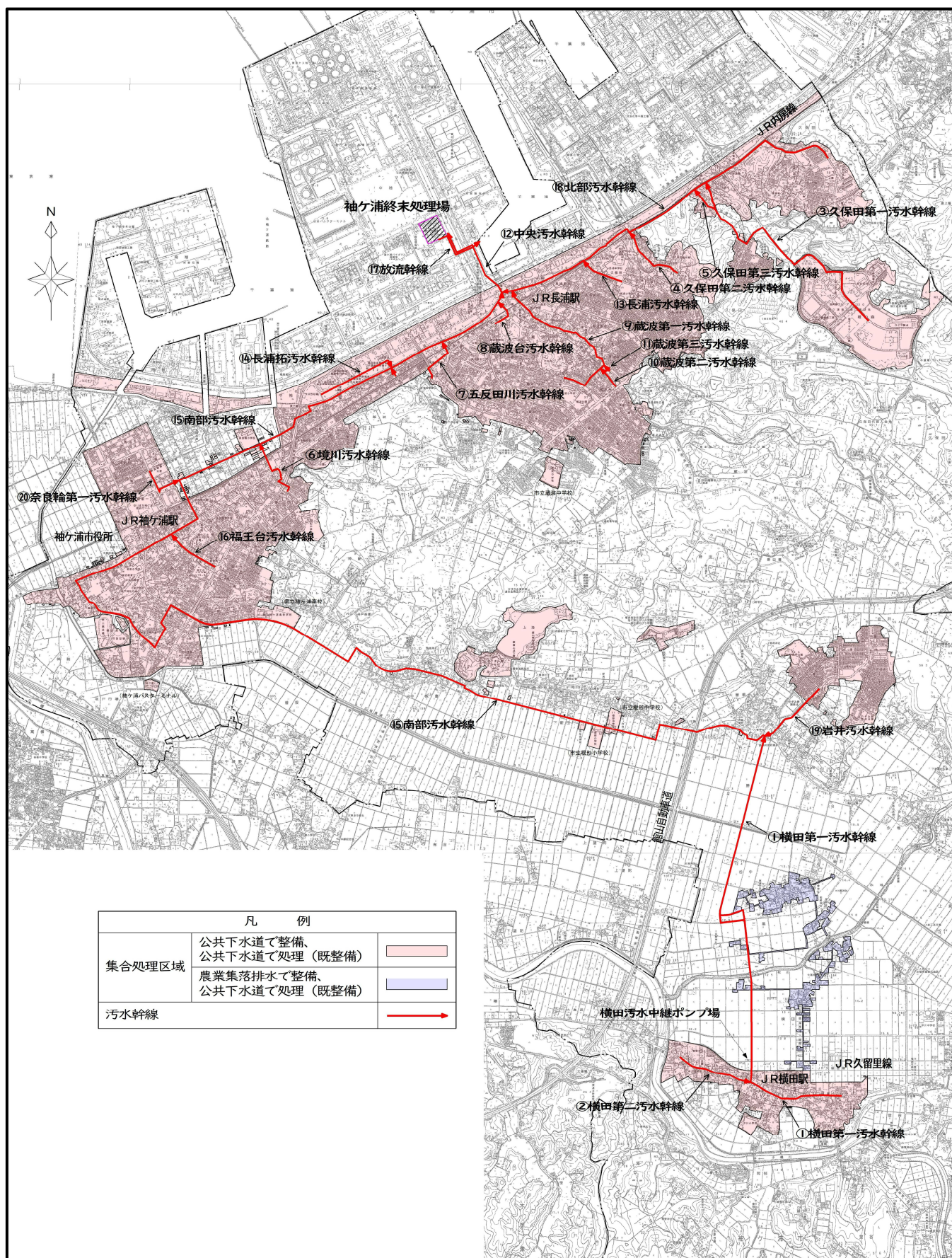
4 公共下水道汚水幹線

下水排除面積が20ヘクタール以上の主要な管渠を汚水幹線としています。

公共下水道汚水幹線

	幹線名	管径 (mm)	管種	延長 (m)
①	横田第一汚水幹線	200～450	硬質塩化ビニル管、ヒューム管、 ダクタイル鋳鉄管、	4,353.99
②	横田第二汚水幹線	200、250	硬質塩化ビニル管	694.16
③	久保田第一汚水幹線	300～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	2,429.88
④	久保田第二汚水幹線	250～350	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	675.55
⑤	久保田第三汚水幹線	150～250	硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管	269.50
⑥	境川汚水幹線	200～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	619.48
⑦	五反田川汚水幹線	250、300	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	452.99
⑧	蔵波台汚水幹線	250、300	ヒューム管	333.01
⑨	蔵波第一汚水幹線	250～600	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	1,612.57
⑩	蔵波第二汚水管線	300	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	215.11
⑪	蔵波第三汚水管線	250	ヒューム管	73.40
⑫	中央幹線	1500	ヒューム管	866.27
⑬	長浦汚水幹線	300、350	ヒューム管	408.03
⑭	長浦拓汚水幹線	300、350	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	844.56
⑮	南部汚水幹線	250～1200	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	12,586.06
⑯	福王台汚水幹線	250	ヒューム管	498.19
⑰	放流幹線	1200	ヒューム管	489.36
⑱	北部汚水幹線	300～1000	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	3,501.22
⑲	岩井汚水幹線	250～400	硬質塩化ビニル管、ヒューム管	692.22
⑳	奈良輪第一汚水幹線	150～400	硬質塩化ビニル管	421.09
	計	150～1500		32,036.64

公共下水道汚水幹線 路線図



Ⅲ 施設

Ⅰ 公共下水道事業

袖ヶ浦終末処理場

終末処理場では、微生物の働きにより下水中の汚れをきれいにして海へ放流します。



所在地：袖ヶ浦市中袖4番地

敷地面積：約 3.77ha

供用開始：1 系列 昭和 59 年 4 月

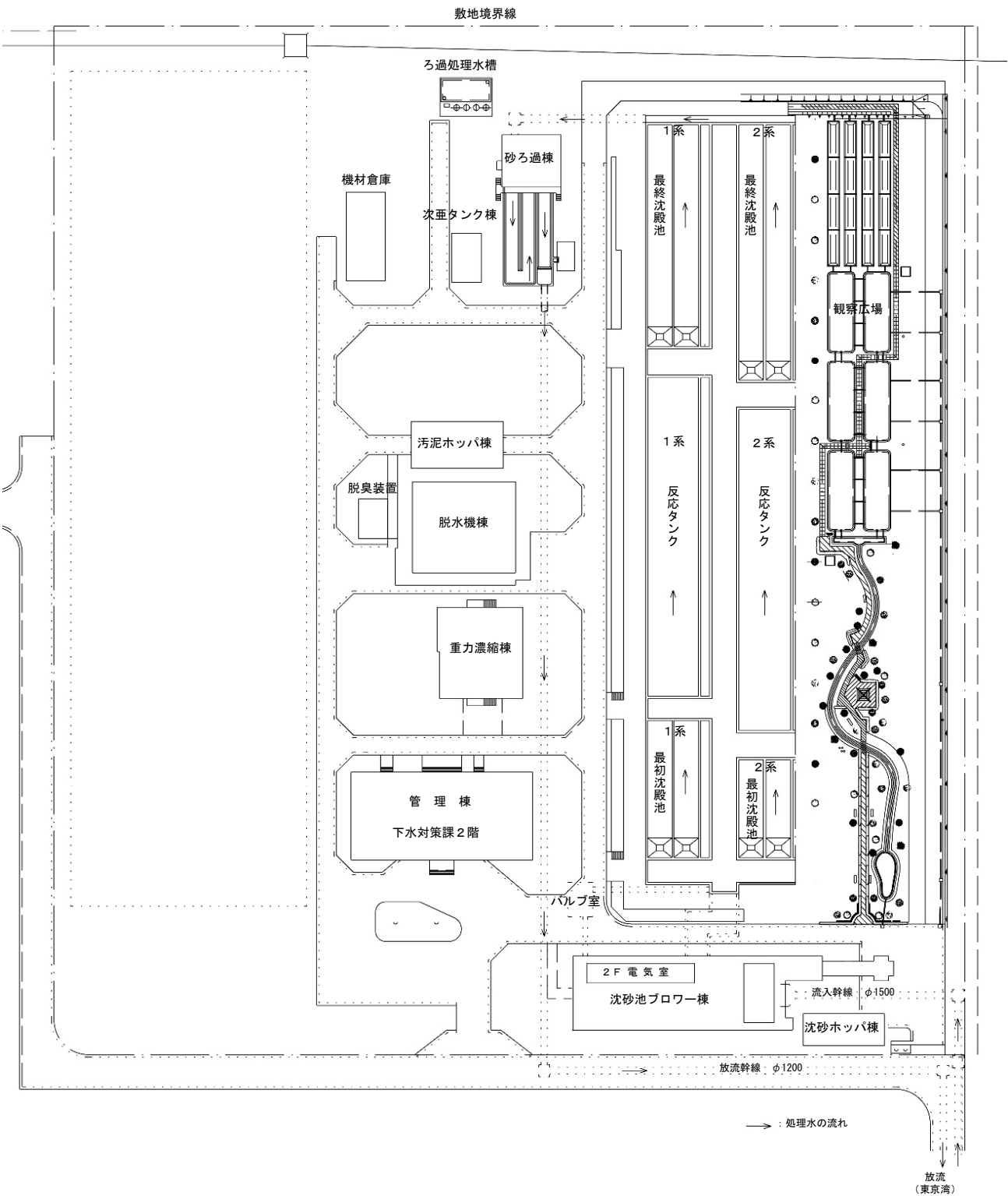
2 系列 平成 10 年 4 月

処理方式：標準活性汚泥法（分流式）

現有能力：21,600 m³ / 日

放流先：東京湾

袖ヶ浦終末処理場配置図





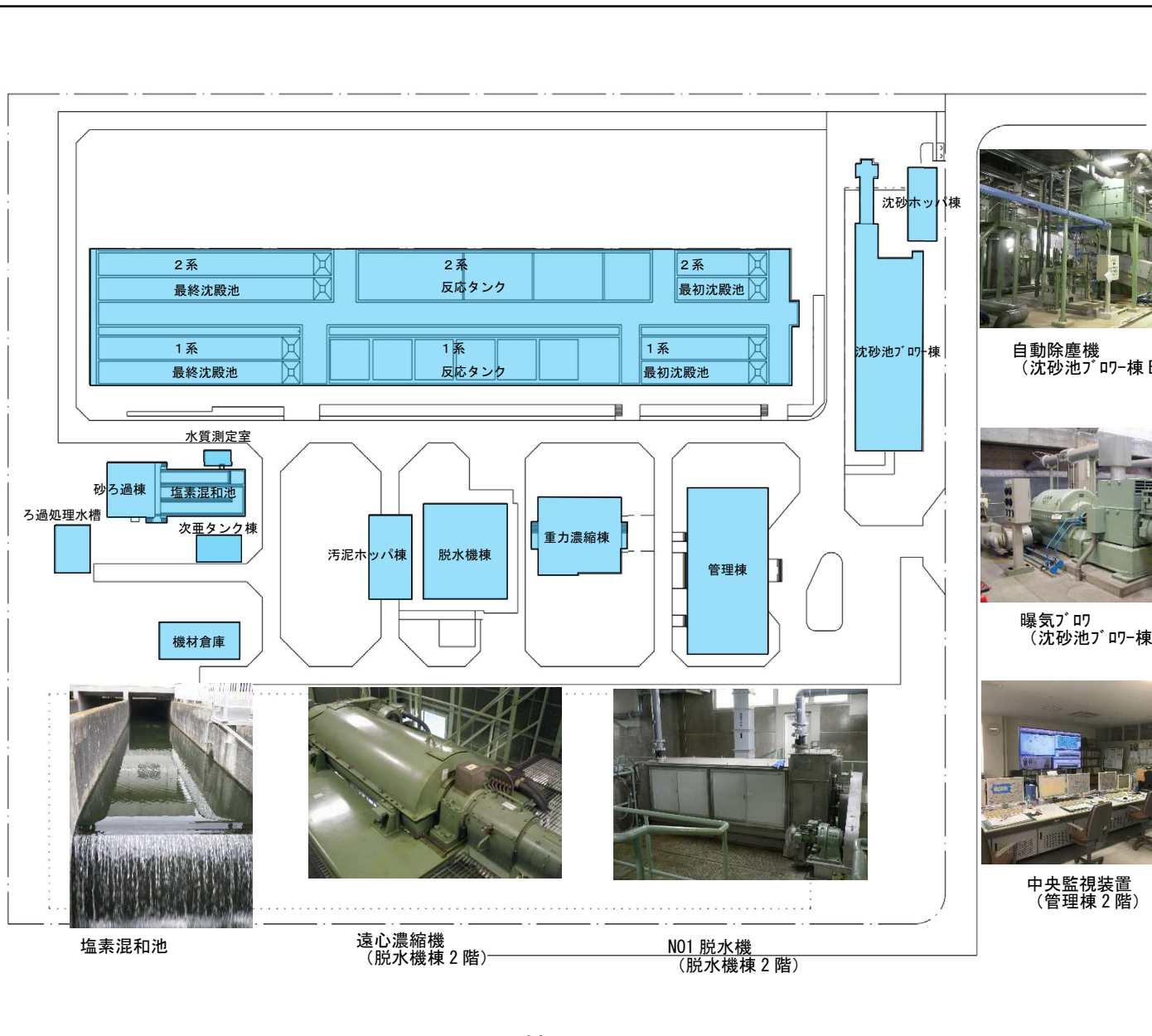
1 系列反応タンク



管廊
(水処理反応タンク下部)



塩素注入設備
(次亜タンク棟)



自動除塵機
(沈砂池フロア棟 B2 階)



曝気フロア
(沈砂池フロア棟 1 階)



中央監視装置
(管理棟 2 階)



塩素混和池



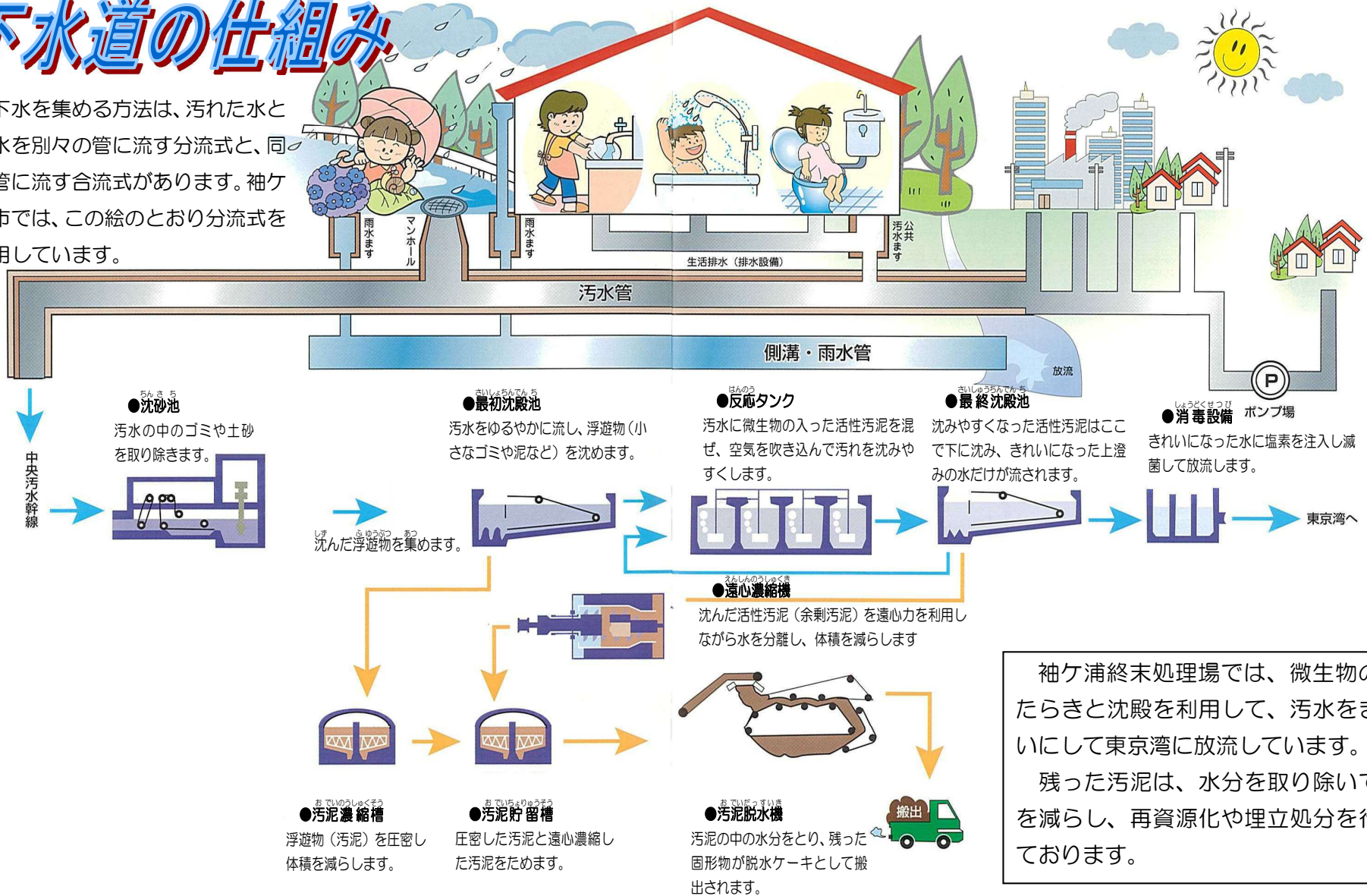
遠心濃縮機
(脱水機棟 2 階)



N01 脱水機
(脱水機棟 2 階)

下水道の仕組み

下水を集める方法は、汚れた水と雨水を別々の管に流す分流式と、同じ管に流す合流式があります。袖ヶ浦市では、この絵のとおり分流式を採用しています。



袖ヶ浦終末処理場では、微生物のはたらきと沈殿を利用して、汚水をきれいにして東京湾に放流しています。

残った汚泥は、水分を取り除いて量を減らし、再資源化や埋立処分を行っています。

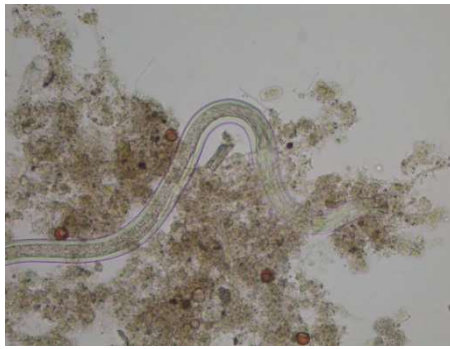
反応タンク内の微生物の一部



ロタリア（後生動物）
大きさは300～500 μm 。
虫体は細長く伸びたり縮んだりして移動する。



クマムシ（後生動物）
大きさは0.2～1.0mm
四対の足を有し、虫体がクマに似ている。



ネマトーダ（後生動物）
「線虫」と呼ばれ、細長い体をくねらせるようにして動く。



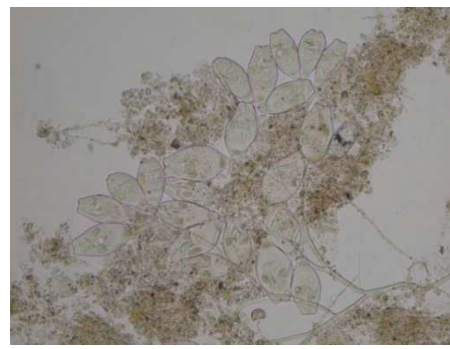
レパデラ（後生動物）
虫体は卵円形のものが多い。
肢の先端に2本の趾がある。



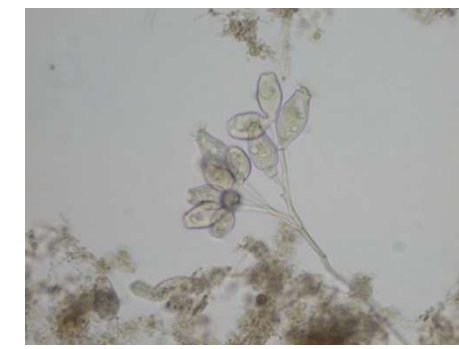
セントロピクス



アルケラとエピスティリス
大きさは30～250 μm
アルケラ：半球形の殻をもつ有殻アメーバ。



エピスティリス（原生動物 繊毛虫類）
大きさは50～90 μm
柄は分岐し、群体を作る。伸縮しない。
囲口部のみが収縮する。



オペルクラリア（原生動物 繊毛虫類）
大きさは250 μm
柄は分岐し、群体を作る。伸縮しない。
囲口部に波動膜を有する。

2 農業集落排水事業

袖ヶ浦東部浄化センター

浄化センターでは、微生物の働きにより下水中の汚れをきれいにして水路へ放流します。



所在地：袖ヶ浦市三箇 2402 番地

敷地面積：約 3.03ha

供用開始：処理棟、脱水棟 平成 10 年 4 月
水槽棟 平成 24 年 4 月

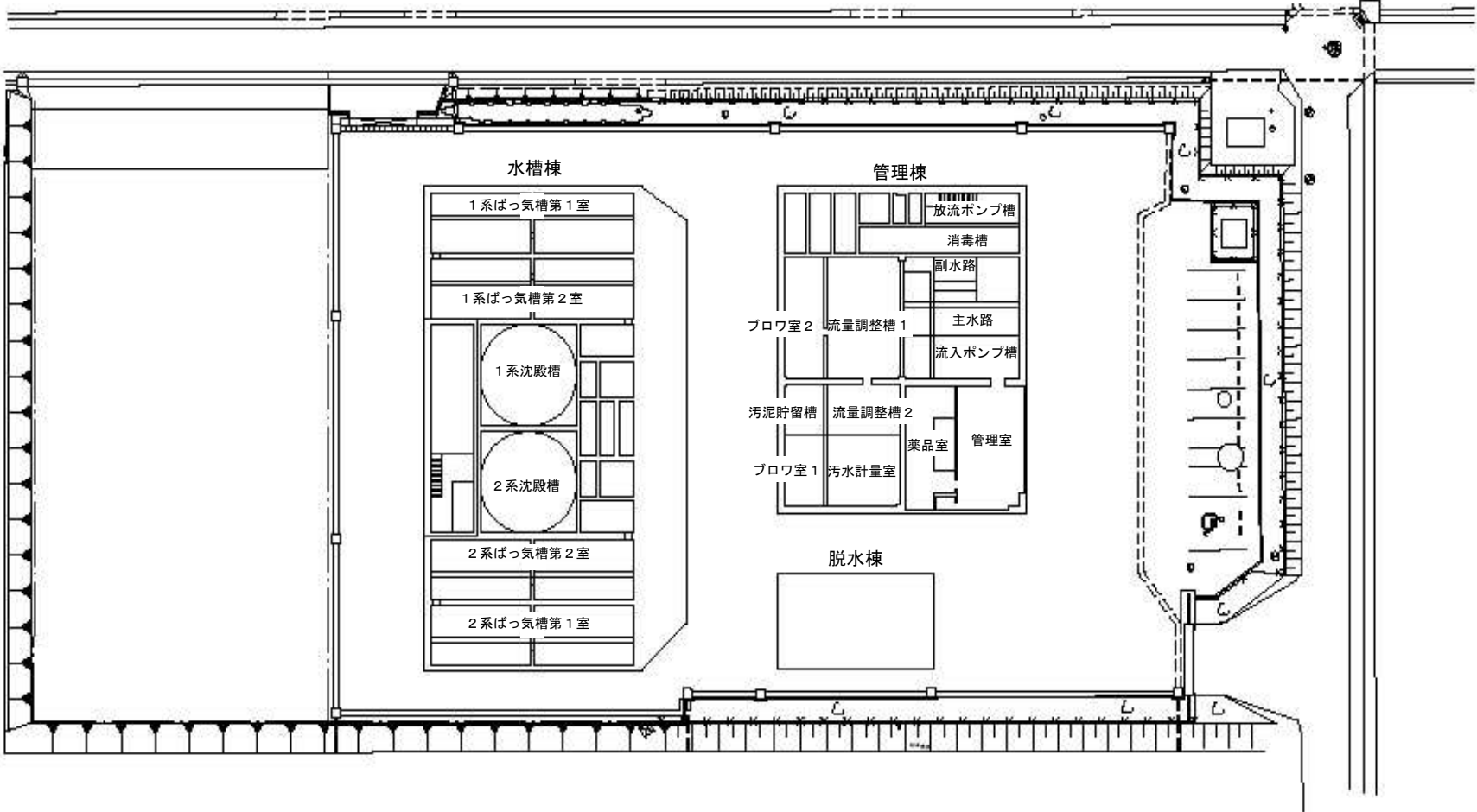
処理方式：鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式に DO 制御機構を付加した方式

形式：JARUS－XIVH 型

計画汚水量：1,499 m³ / 日

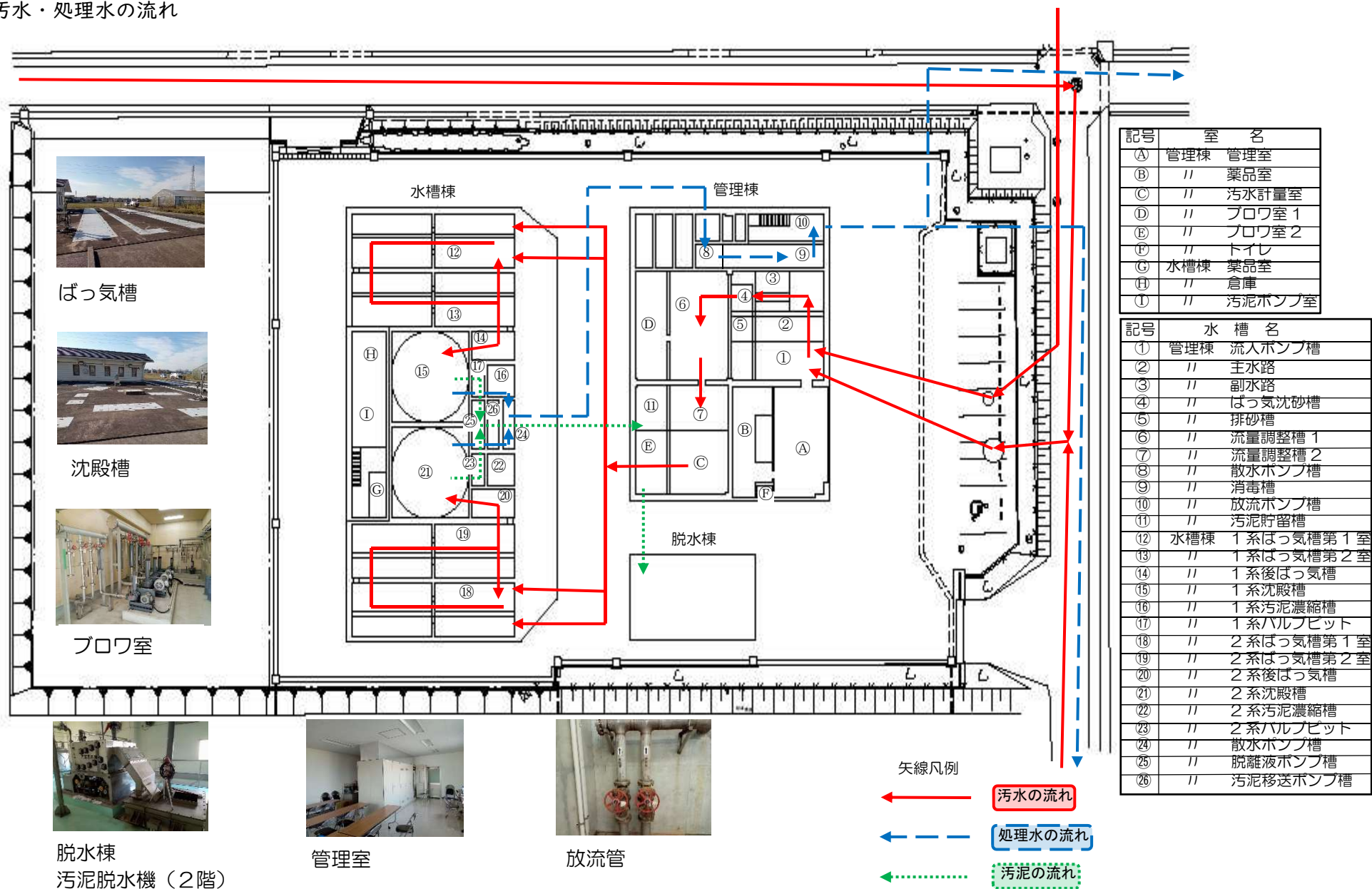
放流先：平岡大排水路、準用河川境川

東部浄化センター配置図



汚水・処理水の流れ

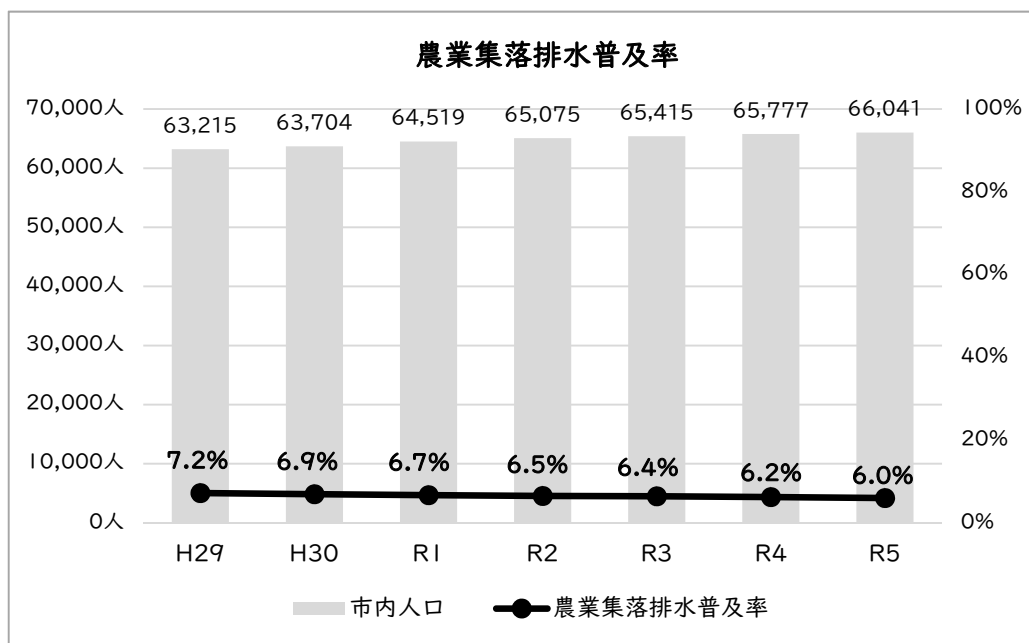
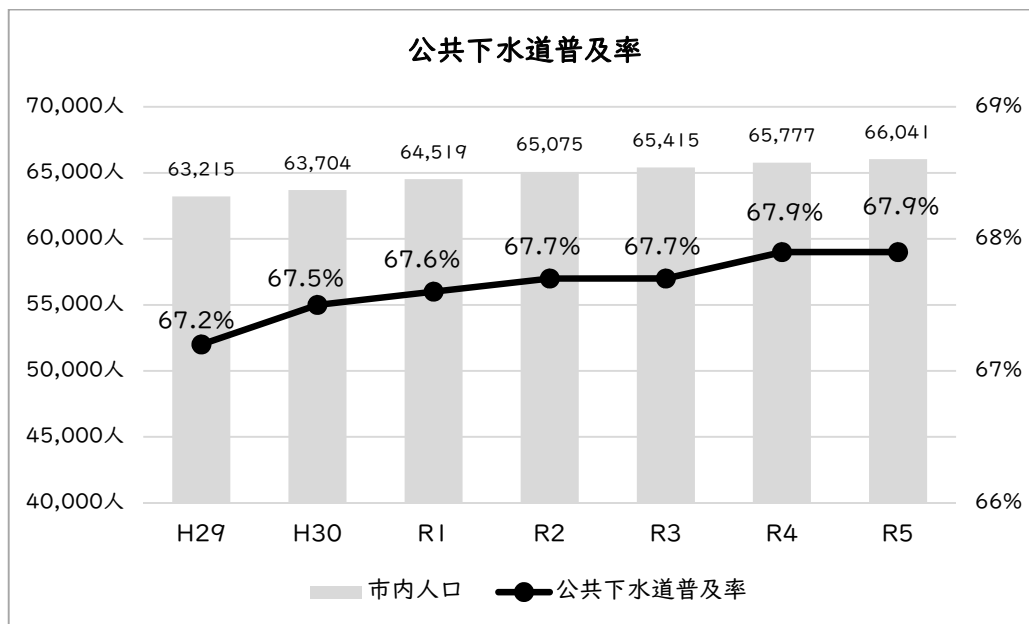
22



Ⅳ 普及率・水洗化率・有収水量

Ⅰ 普及率

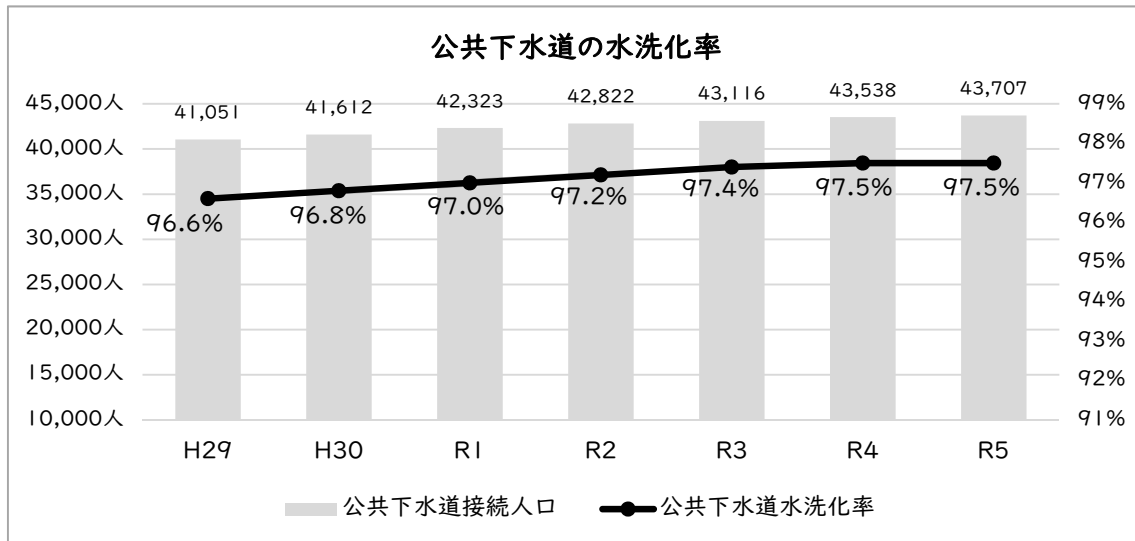
普及率とは、市の全人口に対して、下水道を整備した区域内の人口の割合を指します。
令和5年度末の普及率は、公共下水道67.9%、農業集落排水6.0%です。



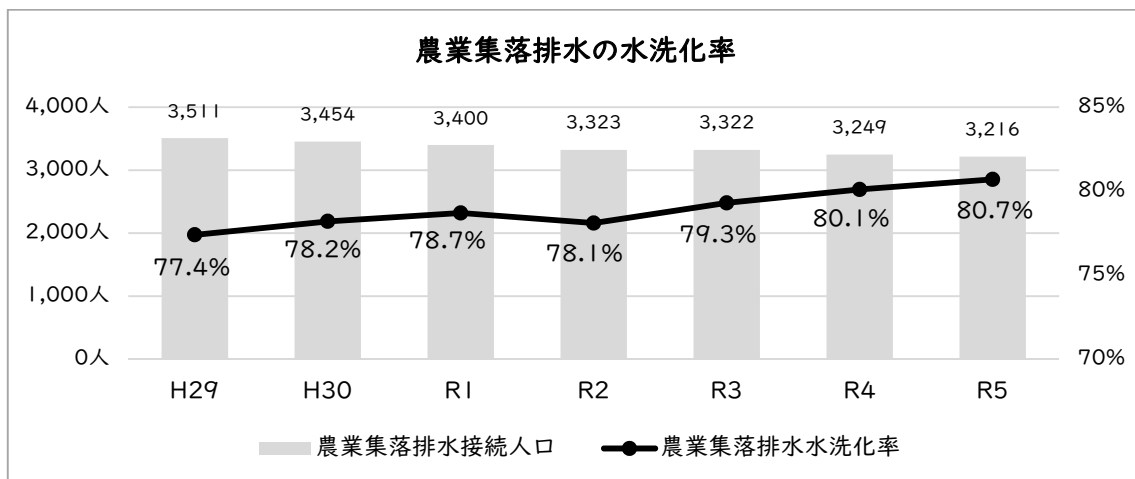
2 水洗化率（接続率）

水洗化率とは、下水道を整備した区域内の人口に対して、下水道に接続して水洗化した人口の割合を指します。

令和5年度の水洗化率は、公共下水道は97.5%、農業集落排水は80.7%です。



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
区域内人口	42,504	42,978	43,626	44,043	44,264	44,677	44,812
水洗化人口	41,051	41,612	42,323	42,822	43,116	43,538	43,707
水洗化率	96.6%	96.8%	97.0%	97.2%	97.4%	97.5%	97.5%



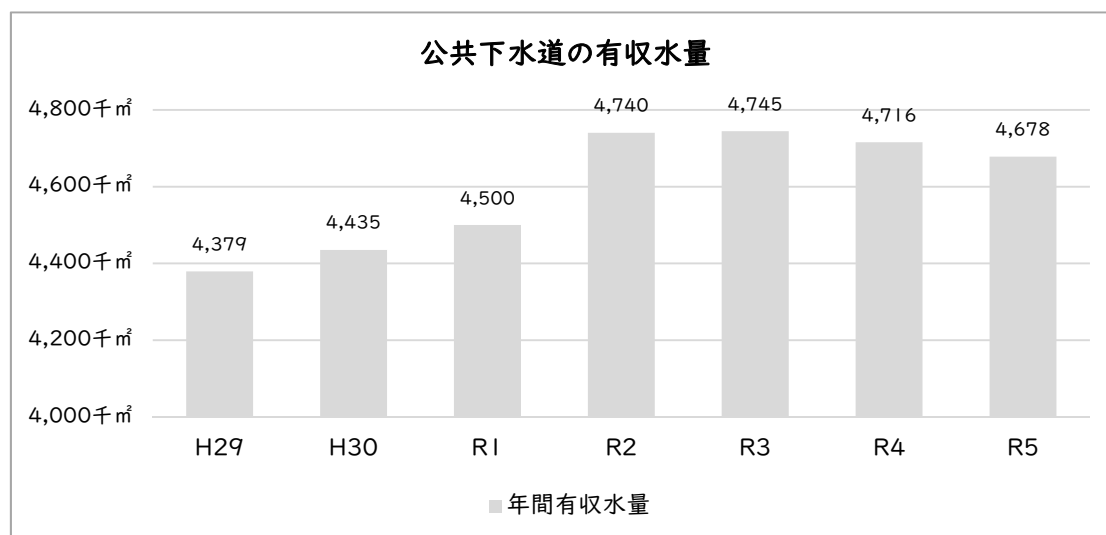
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
区域内人口	4,537	4,419	4,318	4,256	4,187	4,055	3,986
水洗化人口	3,511	3,454	3,400	3,323	3,322	3,249	3,216
水洗化率	77.4%	78.2%	78.7%	78.1%	79.3%	80.1%	80.7%

3 有収水量

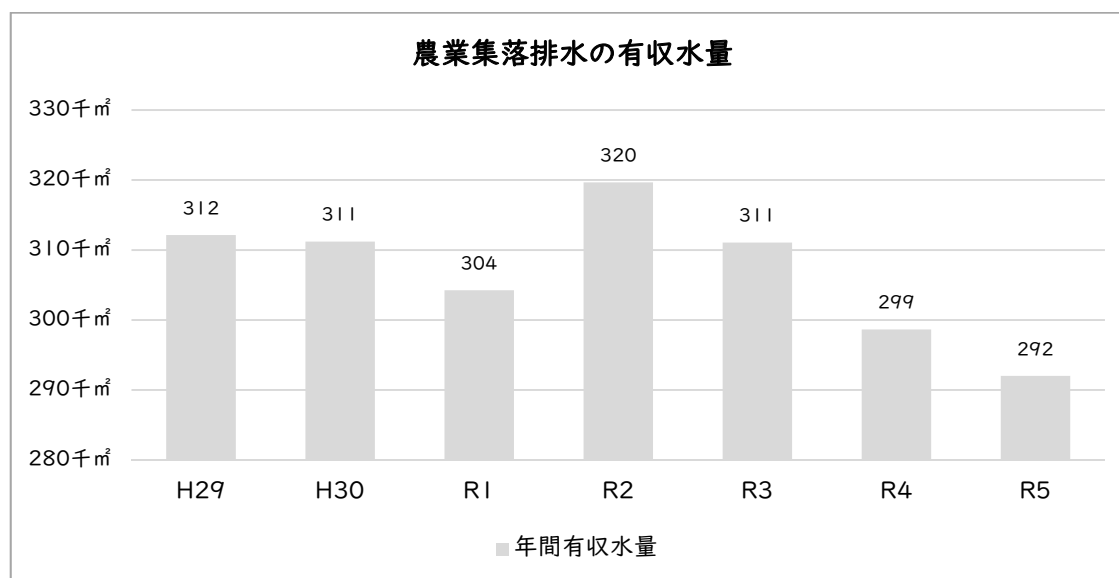
下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水使用料徴収の対象となる水量をいいます。

令和5年度の有収水量は、公共下水道が4,678,192 m^3 （し尿処理施設からの汚水流入量を含む）、農業集落排水が292,004 m^3 です。

令和2年度に、コロナ禍で一般家庭での生活用の水需要が増加しましたが、5類感染症に移行し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。



※ 公共下水道の有収水量は、し尿処理施設からの汚水流入量を含みます。



V 水洗便所改造助成事業

既設の便所（汲み取り、浄化槽）を下水道に接続するための排水設備工事を行う方に、一時的に高額となる負担を軽減するため、一定の条件を設けて助成をしています。

また、既設の便所を農業集落排水に接続するため工事を行う方に、融資を受けた際の利子補給を行っています。

なお、新築家屋の場合は、利用できません。

I 公共下水道事業

(1) 水洗便所改造資金貸付金

(ア) 貸付の対象者・要件

- 処理区域内における建物の所有者または所有者の同意を得た建物の使用者
- 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方
- 市内居住の連帯保証人を有する方（連帯保証人は、満 20 才以上の市内居住者で独立の生計を営み、かつ市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方）

(イ) 貸付金額

種 目	対象事業等		額
貸付金	一般住宅	くみ取り便所改造事業 水洗便所改造事業	1 槽につき 60 万円以内
	一般住宅以外	くみ取り便所改造事業 水洗便所改造事業	1 槽につき 100 万円以内

(ウ) 貸付償還の方法

貸付金を借り受けた月の翌月から 48 か月以内に月賦償還をしていただきます。納期は毎月末に契約口座から引き落としとなります。

(エ) 貸付実績

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
貸付件数（件）	1	0	0	0	0
貸付額（千円）	600	0	0	0	0

(2) 水洗便所改造資金一部補助金

(ア) 補助対象者、要件

- 下水道処理区域内における建築物の所有者。または、所有者の同意を得た建築物の使用者
- 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方
- 下水道を使用できるようになった日から **3 年以内に改造工事を行う方**
（すべての地区が使用できるようになった日から 3 年経過しており対象者なし）

(イ) 補助金額

くみ取り便所 1 層につき 3 万円
し尿浄化槽 1 槽につき 2 万円

2 農業集落排水事業

(1) 農業集落排水水洗便所改造に伴う改造資金の融資及び利子補給

(ア) 補助対象者・要件

- 処理区域内において、供用開始から**3年以内に改造工事を行う建築物の所有者又は所有者の同意を得た建築物の使用者**
(すべての地区が使用できるようになった日から3年経過しており対象者なし)
- 市税及び農業集落排水事業分担金を滞納していない方
- 君津市農業協同組合の組合員及び准組合員
- 指定金融機関が定める信用補償制度が受けられる方

(イ) 融資金額

- 改造工事にかかる費用。融資の上限金額は**150万円**とする。
- 償還期間は、5年以内**とし、償還方法は元利均等月賦償還とする。

(ウ) 融資利率

融資利率は、市と指定金融機関で協議し、定めるものとする。

Ⅵ 受益者負担金・受益者分担金

下水道が整備されると、暮らしが便利で快適なものになり、地域の環境衛生が向上しますが、この恩恵を受けるのは公共下水道や農業集落排水がある地域の住民に限られます。

下水道事業には多額の費用を必要としますが、その財源として、国・県補助金、起債（借入金）の他に市費も充てています。

しかし、この市費には市内全域の皆さんが負担している税金も含まれており、限られた地域の人だけが利益を受ける下水道事業に多額の市費を投入することは、負担の公平を欠くことになります。

そこで、下水道の恩恵を受ける人（受益者）に建設費の一部を負担していただき、下水道を計画的に整備しようとするのが受益者負担金・受益者分担金です。

固定資産税のように毎年課されるものではなく、その土地に一度限り課せられるものです。

Ⅰ 公共下水道事業

（Ⅰ）受益者負担金

（根拠条例：袖ヶ浦市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例）

公共下水道区域の受益者負担金は、区域ごとの単位負担金額に所有地積を乗じて算出します。単位負担金額は、整備区域内の「末端管渠整備費相当額」（補助金等を除いた市の負担額）に、負担率 1/5 を乗じ、その数値を整備面積で除したものです。

なお、浜宿団地については、市街化調整区域のため都市計画税が賦課されていないので、これまでの負担区に設定されてきた単位負担金額 450 円に、公共下水道事業が概成するまでに充当された都市計画税相当分（240 円/㎡）を加算して、単位負担金額を 690 円としています。

名称	区域	単位負担金額
第 1 負担区 (S59)	今井周辺	4 5 0 円
第 2 負担区 (S61)	昭和地区	4 5 0 円
第 3 負担区 (S63)	長浦地区	4 5 0 円
第 4 負担区 (H11)	横田地区	4 5 0 円
第 5 負担区 (H16)	浜宿団地	6 9 0 円
第 6 負担区 (H30)	椎の森工業団地 2 期地区	2 6 0 円

(2) 区域外流入受益者分担金

(根拠条例：袖ヶ浦市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例)

公共下水道区域以外の区域から公共下水道に汚水を流入させることを区域外流入といいます。区域外流入受益者分担金は、公共下水道施設が事業区域内の受益者の負担によって整備されてきたことを踏まえ、区域外流入によって公共下水道を利用している方についても、同様に受益者として相応の負担をいただくものです。

上記(1)の受益者負担金の第5負担区(浜宿団地)と同様、末端管渠整備費に、都市計画税相当分を加算した690円を単位負担金額としています。

2 農業集落排水事業

(1) 受益者分担金

(根拠条例：袖ヶ浦市農業集落排水事業分担金徴収条例)

農業集落排水の受益者分担金は、対象世帯1戸当たりに対してかかります(枘設置場所が異なる場合は枘の数だけ分担金がかかります)。

分担金額は、基本設計を行い算出した総事業費の3%以内(平岡地区は県補助金の率が下がったことから総事業費の5%以内)とし、これを計画戸数で除した金額が、1戸当りの金額となります。

地区	供用開始日	分担金徴収開始年度	金額
袖ヶ浦東部地区	平成10年4月1日	平成7年度	130,000円
松川地区	平成15年4月1日	平成13年度	220,000円
平岡地区	平成24年4月1日より順次	平成22年度より順次	240,000円

VII 使用料

下水道使用料は、汚水処理に係る費用に充てるため、各家庭や事業所・工場等から、下水道に流した水量に応じて、徴収するものです。公共下水道の使用料及び農業集落排水の使用料は同じ料金体系です。

なお、料金の徴収はかずさ水道広域連合企業団に委託し、上水道の使用料金と併せて、2カ月毎に請求しています。

1 下水道使用料金表

区 分	汚 水 排 除 量		料金(税込)
一般汚水	基本使用料	20 立方メートルまで	2,158.2 円
	超過使用料 1 立方メートルにつき	20立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	126.5 円
		40立方メートルを超え 60 立方メートルまでの分	148.5 円
		60立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	172.7 円
		100立方メートルを超え 300 立方メートルまでの分	188.1 円
		300立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	205.7 円
		500立方メートルを超える分	224.4 円
臨時用	1 立方メートルにつき		204.6 円

<計算例>

2カ月で 50 立方メートル使用の場合

①基本料金

20 立方メートルまで =2,158.2 円

②超過料金

21~40 立方メートルまで 126.5 円×20 立方メートル=2,530 円

41~50 立方メートルまで 148.5 円×10 立方メートル=1,485 円

合 計 ①+② =6,173 円(小数点以下切捨て)

2 汚水排除量の算定

水道水を使用している場合は、水道の使用水量とする。

水道水以外の水を使用している場合は、その使用水量とし計量装置を取り付けて使用水量を認定する。

ただし、計量装置の取り付けが困難な場合は、使用者の使用の態様を勘案して認定する。

3 料金改定の経過

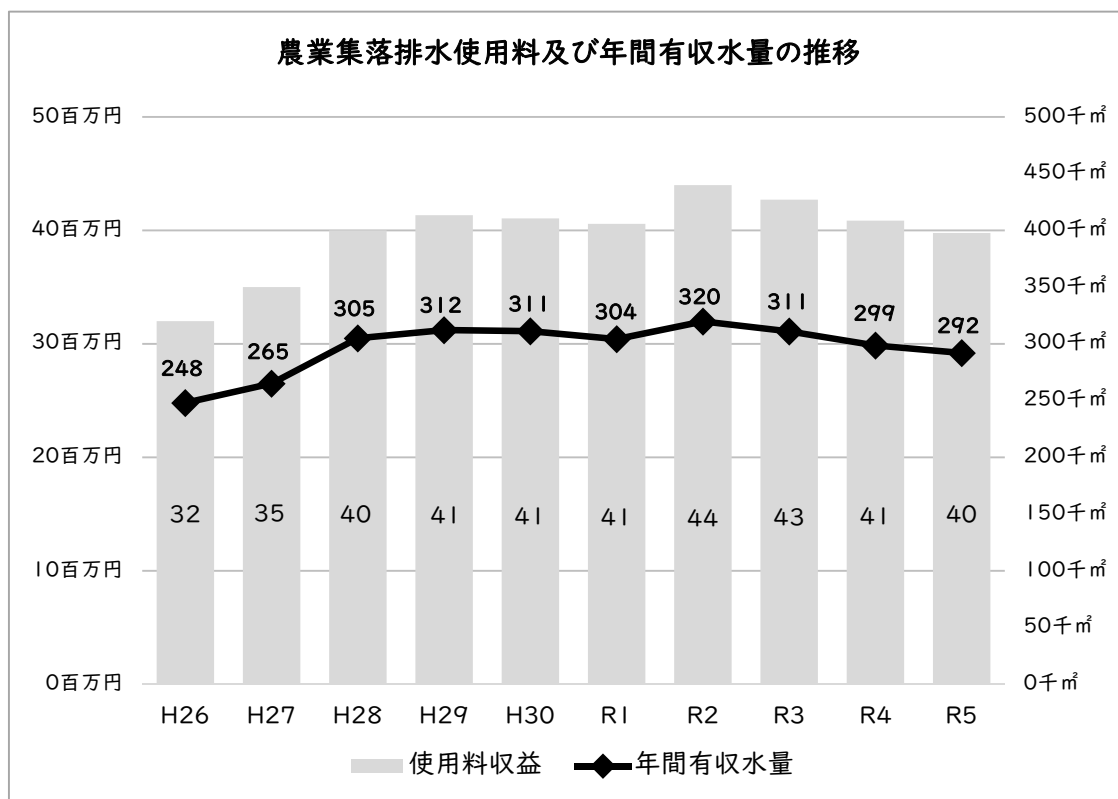
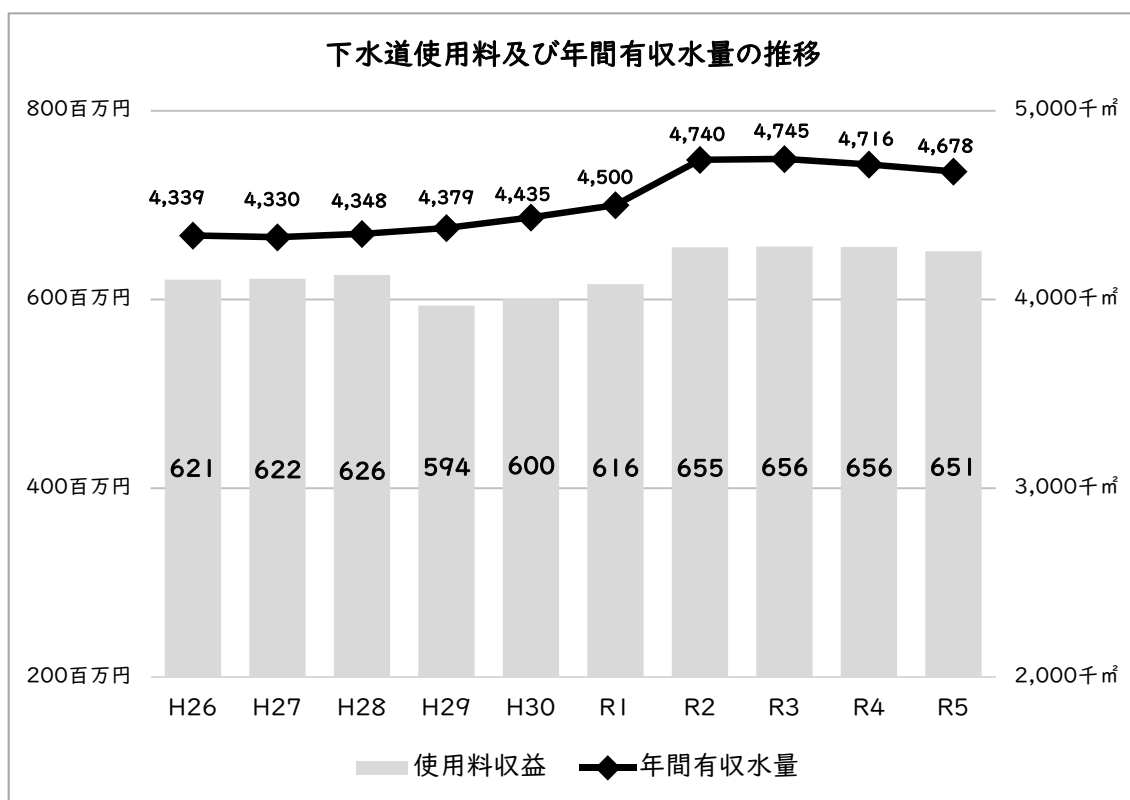
(1) 公共下水道事業

時期	改定内容	基本使用料()は税抜
S59. 4	事業開始	1,400 円 (1,400 円)
H 元. 4	消費税 3%	1,442 円 (1,400 円)
H 6. 4	料金改定 15.00%	1,648 円 (1,600 円)
H 9. 4	消費税 3%→5%	1,680 円 (1,600 円)
H10. 4	料金改定 12.61%	1,890 円 (1,800 円)
H23.10	料金改定 9.00%	2,060 円 (1,962 円)
H26. 4	消費税 5%→8%	2,118 円 (1,962 円)
R 元.10	消費税 8%→10%	2,158 円 (1,962 円)

(2) 農業集落排水事業

時期	改定内容	基本使用料()は税抜
H10. 4	事業開始(東部地区)	1,680 円 (1,600 円)
H 9. 4	消費税 3%→5%	1,680 円 (1,600 円)
H15. 4	事業開始(松川地区)	1,680 円 (1,600 円) 東部 1,890 円 (1,800 円) 松川
H16. 4	料金改定(東部地区) 11.56%	1,890 円 (1,800 円) 公下同額
H23.10	料金改定 9.00%	2,060 円 (1,962 円)
H26. 4	消費税 5%→8%	2,118 円 (1,962 円)
R 元.10	消費税 8%→10%	2,158 円 (1,962 円)

4 年間使用料及び年間有収水量の推移



VIII 経営(財政)

令和２年度に袖ヶ浦市下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、従来の官公庁会計（現金主義）から、経営の視点を重視する公営企業会計（発生主義）へと移行しました。

下水道使用料等の地方公営企業の経営に伴い生じる収益的収入の令和５年度決算額は、１７億 ９,４７７万 ３９１円（１８億 ６,１２５万 ３,５４５円、以下（）内の数値は消費税及び地方消費税込額を示す。）です。

そのうち下水道使用料は ６億 ６,７４９万 ６,８８０円（７億 ３,３８１万 ３,５２９円）、一般会計補助金は ４億 ５,２４１万 ２,０００円、長期前受金戻入は ６億 ４,１１６万 ６,０９９円です。

一方、下水道施設の維持管理費や汚水処理費、固定資産の減価償却費や前年度以前に借りた企業債の利子など、地方公営企業の経営に伴い生じる収益的支出の令和５年度決算額は １５億 ８,８３６万 ２,３４９円（１６億 ２,７６１万 ７,４６９円）です。減価償却費は ９億 ４,１９６万 ８,５３９円、支払利息は ７,７７１万 １,７１９円です。

Ⅰ 収益的収入・支出の決算状況

(Ⅰ) 収益的収入

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
第Ⅰ款 下水道事業収益	1,861,254	1,812,285	48,969	2.7%
第Ⅰ項 営業収益	734,214	739,467	△5,253	△0.7%
第Ⅱ項 営業外収益	1,108,577	1,065,990	42,587	4.0%
第Ⅲ項 特別利益	18,463	6,828	11,635	170.4%

(Ⅱ) 収益的支出

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
第Ⅰ款 下水道事業費用	1,627,617	1,636,099	△8,482	△0.5%
第Ⅰ項 営業費用	1,518,708	1,516,765	1,943	0.1%
第Ⅱ項 営業外費用	100,243	112,281	△12,038	△10.7%
第Ⅲ項 特別損失	8,666	7,052	1,614	22.9%
第Ⅳ項 予備費	0	0	0	—

2 資本的収入・支出の決算状況

(1) 資本的収入

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
第1款 資本的収入	272,532	333,359	△60,827	△18.2%
第1項 企業債	221,100	253,200	△32,100	△12.7%
第2項 他会計補助金	3,180	21,129	△17,949	△84.9%
第3項 国庫補助金	41,592	54,127	△12,535	△23.2%
第4項 県補助金	3,336	3,498	△162	△4.6%
第5項 負担金	3,224	1,110	2,114	190.5%
第6項 長期貸付金償還金	100	296	△196	△66.2%

(2) 資本的支出

(消費税及び地方消費税込 千円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
第1款 資本的支出	770,030	842,157	△72,127	△8.6%
第1項 建設改良費	162,131	175,210	△13,079	△7.5%
第2項 企業債償還金	606,635	660,666	△54,031	△8.2%
第3項 長期貸付金	0	0	0	—
第4項 固定資産購入費	1,264	4,438	△3,174	△71.5%
第5項 受益者分担金返還金	0	1	△1	皆減
第6項 受益者負担金返還金	0	1,843	△1,843	皆減

(決算額が1千円未満のものは1千円と記載しています。)

3 資本的収入と資本的支出の差額(不足額)

資本的収入と資本的支出の差額(不足額)は当年度利益剰余金などで補てんしました。

資本的収入の2億7,253万2千円と資本的支出7億7,003万円の差額4億9,749万8千円が資金不足となり、次のように補てんしました。

(千円)

補てん財源等	令和5年度	令和4年度	増減額
損益勘定留保資金	292,615	319,679	△27,064
当年度発生額	292,615	319,679	△27,064
過年度発生額	0	0	0
利益剰余金	196,660	181,157	15,503
未処分利益剰余金	33,933	3,319	30,614
減債積立金	162,728	177,838	△15,110
消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	8,223	7,962	261
計	497,498	508,798	△11,300

(千円未満四捨五入)

4 損益計算書

総収益 17 億 9,010 万 3 千円から総費用 15 億 6,470 万 2 千円を差し引いた 2 億 2,540 万 1 千円が、当年度純利益となります。

(消費税及び地方消費税抜 千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度
営業収益	664,048	668,755
営業費用	1,475,608	1,473,773
営業利益または損失 (△は損失)	△811,560	△805,018
営業外収益	1,107,702	1,065,923
営業外費用	80,432	92,462
経常利益または損失(△は損失)	215,710	168,443
特別利益	18,353	6,828
特別損失	8,662	7,052
当年度純利益または純損失	225,401	168,219

(千円未満四捨五入)

5 貸借対照表

資産合計は 249 億 1,227 万 6 千円、負債合計は 211 億 899 万 4 千円、資本合計は 38 億 328 万 2 千円になりました。

(消費税及び地方消費税抜 千円)

区 分	年度末現在高	区 分	年度末現在高
	当年度増減額		当年度増減額
固定資産	24,534,648	負債合計	21,108,994
	△791,727		△845,280
流動資産	377,628	(うち企業債)	5,105,159
	171,849		△385,535
(うち現金預金)	247,452	資本合計	3,803,282
	173,465		225,401
資産合計	24,912,276	(うち利益剰余金)	409,225
	△619,879		47,563

6 キャッシュ・フロー計算書

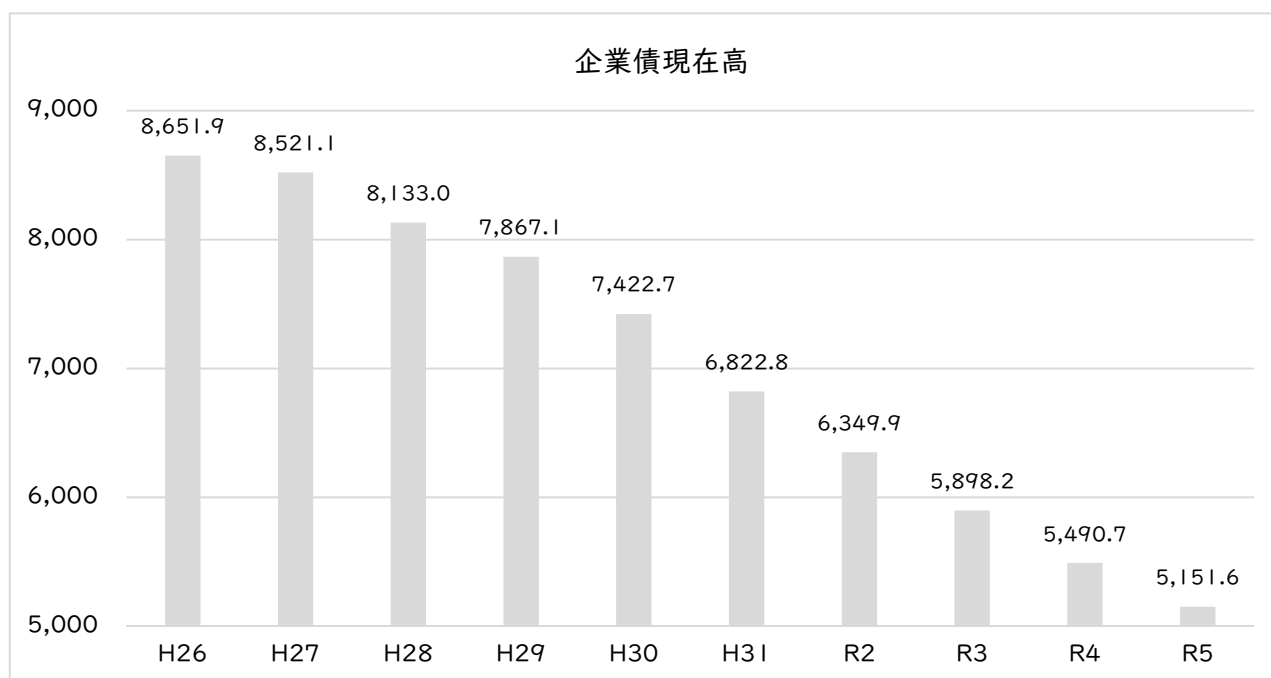
令和5年度の当初と比較すると、資金残高は1億7,346万5千円増加しました。

(千円)

区 分	令和5年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	556,993	505,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,273	△96,768
財務活動によるキャッシュ・フロー	△323,255	△407,466
資金の増加額または減少額(△は減少)	173,467	826
資金期首残高	73,987	73,161
資金期末残高	247,452	73,987

7 企業債の現在高

令和5年度は、下水道施設の建設改良費や過去に借り入れた地方債の償還金の財源として、企業債を2億2,110万円借り入れ、6億663万5千円を償還した結果、当年度末における企業債現在高は、3億8,553万5千円減少し、51億515万9千円となりました。



令和 7 年度

袖ヶ浦市下水道事業会計予算について

1 予算内容

(1) 当初予算実施計画

収益的収入及び支出 P2

資本的収入及び支出 P3

(2) 公共下水道事業総括表

収益的収入及び支出 P4

資本的収入及び支出 P6

(3) 農業集落排水事業総括表

収益的収入及び支出 P7

資本的収入及び支出 P9

別添 参考資料1 令和7年度事業箇所図

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

令和7年度 袖ヶ浦市下水道事業会計当初予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款・項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	備 考
1 下 水 道 事 業 収 益		1,683,528	1,744,000	△ 60,472	1,861,254	うち仮受消費税 65,983
1 営 業 収 益		729,431	721,575	7,856	734,214	うち仮受消費税 65,937
	1 下 水 道 使 用 料	725,316	721,175	4,141	733,814	
	2 受 託 事 業 収 益	3,805	0	3,805	0	
	3 そ の 他 営 業 収 益	310	400	△ 90	400	
2 営 業 外 収 益		954,097	1,022,425	△ 68,328	1,108,577	うち仮受消費税 46
	1 他 会 計 補 助 金	327,988	374,764	△ 46,776	452,412	基準内繰入金123,332千円、基準外繰入金204,656千円
	2 補 助 金	3,500	15,720	△ 12,220	13,200	
	3 長 期 前 受 金 戻 入	621,727	630,951	△ 9,224	641,166	
	4 雑 収 益	882	990	△ 108	980	
	5 消費税及び地方消費税 還 付 金	0	0	0	819	
特 別 利 益		0	0	0	18,463	
	過 年 度 損 益 修 正 益	0	0	0	18,463	

支 出

(単位:千円)

款・項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	備 考
1 下 水 道 事 業 費 用		1,565,288	1,621,000	△ 55,712	1,627,618	うち仮払消費税 38,173
1 営 業 費 用		1,486,767	1,531,219	△ 44,452	1,518,708	うち仮払消費税 38,128
	1 管 渠 費	56,766	41,712	15,054	48,428	
	2 処 理 場 費	391,370	439,017	△ 47,647	407,887	
	3 総 係 費	112,757	116,171	△ 3,414	120,027	
	4 減 価 償 却 費	925,543	934,319	△ 8,776	941,969	
	5 資 産 減 耗 費	331	0	331	397	
2 営 業 外 費 用		71,021	82,531	△ 11,510	100,244	
	1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	60,705	68,514	△ 7,809	77,712	
	2 消費税及び地方消費税	10,316	14,017	△ 3,701	22,532	
3 特 別 損 失		500	250	250	8,666	うち仮払消費税 45
	1 過 年 度 損 益 修 正 損	500	250	250	8,666	
	そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	0	
4 予 備 費		7,000	7,000	0	0	
	1 予 備 費	7,000	7,000	0	0	

令和7年度 袖ヶ浦市下水道事業会計当初予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款・項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	備 考
1 資 本 的 収 入		489,105	415,000	74,105	272,532	うち仮受消費税 0
1 企 業 債		339,900	322,100	17,800	221,100	
	1 企 業 債	339,900	322,100	17,800	221,100	
2 他 会 計 補 助 金		2,175	2,304	△ 129	3,180	
	1 他 会 計 補 助 金	2,175	2,304	△ 129	3,180	基準内繰入金2,175千円
3 国 庫 補 助 金		144,810	88,376	56,434	41,592	
	1 国 庫 補 助 金	144,810	88,376	56,434	41,592	
県 補 助 金		0	0	0	3,336	
	県 補 助 金	0	0	0	3,336	
4 負 担 金		2,220	2,220	0	3,224	
	1 受 益 者 負 担 金 及 び 分 担 金	2,220	2,220	0	3,224	
長期貸付金償還金		0	0	0	100	
	長 期 貸 付 金 償 還 金	0	0	0	100	

支 出

(単位:千円)

款・項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	備 考
1 資 本 的 支 出		913,492	845,000	68,492	770,030	うち仮払消費税 33,054
1 建 設 改 良 費		386,134	270,488	115,646	162,131	うち仮払消費税 32,829
	1 管 渠 費	171,394	130,056	41,338	147,589	
	2 処 理 場 費	214,740	140,432	74,308	14,542	
2 固 定 資 産 購 入 費		2,475	2,122	353	1,264	うち仮払消費税 225
	1 有 形 固 定 資 産 購 入 費	2,475	2,122	353	1,264	
3 企 業 債 償 還 金		521,283	568,790	△ 47,507	606,635	
	1 企 業 債 償 還 金	521,283	568,790	△ 47,507	606,635	
4 長 期 貸 付 金		1,600	1,600	0	0	
	1 長 期 貸 付 金	1,600	1,600	0	0	
5 予 備 費		2,000	2,000	0	0	
	1 予 備 費	2,000	2,000	0	0	

公共下水道事業総括表

収益の収入及び支出(3条予算)

収入 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(A)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	下水道事業収益		1,419,909	1,476,000	△ 56,091	1,575,434	内仮受消費税等 62,427
	1	営業収益	690,307	684,134	6,173	694,440	
		1 下水道使用料	686,192	683,734	2,458	694,040	【下水道使用料】 調定額647,252千円 有収水量見込 【R7当初】 4,501,930㎡ 件数 123,293件 【R7年度末見込】 45,149人 44,201人 97.9% 20,458世帯 ・し尿処理場下水道処理負担金 173,980㎡ 38,940千円
		2 受託事業収益	3,805	0	3,805	0	・松川地区処理負担金3,805千円
		3 その他営業収益	310	400	△ 90	400	【工事店・技術者等登録更新手数料】 310千円
	2	営業外収益	729,602	791,866	△ 62,264	865,847	
		1 他会計補助金	221,687	263,524	△ 41,837	338,069	一般会計繰入金収益勘定分 基準内繰入金45,380千円、基準外繰入金176,307千円
		2 補助金	3,500	15,720	△ 12,220	13,200	・終末処理場再構築長期方針策定委託に関する補助金 (事業費7,300千円 補助事業費7,000千円)
		3 長期前受金戻入	503,549	511,649	△ 8,100	513,616	
		4 雑収益	866	973	△ 107	962	【占用料】74千円 ・公共下水道敷占用料 74千円 【弁償金】 15千円 ・東京電力原子力発電所事故賠償金 15千円 【遅延金】 1千円 【その他雑収益】 ・し尿処理施設 給水ポンプ電気使用料 他 776千円
	特別利益		0	0	0	15,147	
		過年度損益修正益	0	0	0	15,147	

公共下水道事業総括表

収益の収入及び支出(3条予算)

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	下水道事業費用		1,306,000	1,357,000	△ 51,000	1,349,162	内仮払消費税等 33,908
	1 営業費用		1,251,286	1,292,215	△ 40,929	1,271,911	
		1 管渠費	43,042	27,148	15,894	33,780	【人件費】 8,876千円 【委託料】 20,912千円 ・包括的維持管理委託(R3～R7) 管渠維持管理相当分 10,684千円 ・管渠清掃委託(横田污水幹線3,280m) 154千円 (枠予算) 990千円 ・管渠内面調査委託(JR軌道敷他) 7,821千円 他委託料1,263千円 【工事請負費】 2,585千円 ・No.8マンホールポンプ場 No.2污水ポンプ修繕工事 1,540千円 ・No.18マンホールポンプ場 No.2污水ポンプ修繕工事 1,045千円 【修繕費】 10,019千円 ・マンホール蓋等修繕(他事業道路修繕等関連59箇所)8,019千円(枠予算) 2,000千円 他、旅費62千円、備消品23千円、賃借料105千円、材料費121千円、負担金339千円
		2 処理場費	354,113	399,431	△ 45,318	369,986	【人件費】 18,730千円 【委託料】 327,962千円 ・脱水污泥運搬・処理委託 4,000t 86,900千円 ・包括的維持管理委託(R3～R7) 終末処理場維持管理相当分 205,509千円 ・場内水質試験委託 19,650千円 ・事業所立入調査 33か所 968千円 ・廃油 廃酸処理委託 150千円 ・放射能測定委託 16千円 ・下水道事業計画等変更委託 7,469千円 ・終末処理場再構築長期方針策定委託 7,300千円(国庫補助3,500千円) 【工事請負費】 5,808千円 ・污泥かき寄せ機修繕工事(1系列最終沈殿池No.1-2) 5,808千円 他、旅費12千円、備消品13千円、賃借料792千円、負担金446千円、保険料350千円
		3 総係費	96,367	100,520	△ 4,153	102,991	【人件費】38,575千円 【工事請負費】 200千円 井戸メーター器新規設置工事【枠】 200千円 【負担金】 54,723千円 ・使用料徴収業務負担金 54,312千円 調定124,000件×単価438円＝54,312千円 ・日本下水道協会負担金 165千円 千葉県下水道協会負担金 43千円 他、旅費20千円、備消品費344千円、燃料費178千円、印刷製本費144千円 通信運搬費292千円、委託料1千円、手数料72千円、賃借料1,129千円 修繕費406千円、保険料59千円、公課費18千円、貸倒引当金206千円
		4 減価償却費	757,669	765,116	△ 7,447	764,757	
		5 資産減耗費	95	0	95	397	
	2 営業外費用		49,314	59,585	△ 10,271	76,037	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	39,047	45,680	△ 6,633	53,505	
		2 消費税及び地方消費税	10,267	13,905	△ 3,638	22,532	
	3 特別損失		400	200	200	1,214	
		1 過年度損益修正損	400	200	200	1,214	下水道使用料過年度分の漏水還付
	4 予備費		5,000	5,000	0	0	
		1 予備費	5,000	5,000	0	0	

公共下水道事業総括表

資本的收入及び支出(4条予算)

収入 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	資本的收入		430,585	347,000	83,585	200,926	内仮受消費税等 0
	1	企業債	281,600	254,400	27,200	153,700	
		1 企業債	281,600	254,400	27,200	153,700	【補助事業債】136,900千円 【単独事業債】 68,200千円 【資本費平準化債】 76,500千円
	2	他会計補助金	2,175	2,224	△ 49	3,010	
		1 他会計補助金	2,175	2,224	△ 49	3,010	一般会計繰入金資本費勘定分 基準内繰入金2,175千円
	3	国庫補助金	144,810	88,376	56,434	41,592	
		1 国庫補助金	144,810	88,376	56,434	41,592	・横田圧送管二条化関係工事 50,700千円 ・マンホール蓋交換工事 800千円 ・終末処理場改築工事 93,310千円
	4	負担金	2,000	2,000	0	2,524	
		1 受益者負担金及び分担金	2,000	2,000	0	2,524	【受益者負担金】 1,000千円 【区域外流入受益者分担金】 1,000千円
		長期貸付金償還金	0	0	0	100	
		長期貸付金償還金	0	0	0	100	

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(A)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	資本的支出		800,709	722,000	78,709	640,764	内仮払消費税等 36,751
	1	建設改良費	376,780	260,188	116,592	142,449	
		1 管渠費	162,040	119,756	42,284	136,782	【人件費】 25,187千円 【委託料】 1,460千円 【工事請負費】 134,467千円 ・ストックマネジメント マンホール蓋交換 2,000千円 国道16号5箇所 ・下水道総合地震対策 横田圧送管二条化関係工事 101,871千円 ・污水管移設工事(坂戸市場地区) 5,500千円 ・污水管移設工事(横田地区) 2,500千円 ・No.5マンホールポンプ場No.1汚水ポンプ更新工事 2,596千円 ・公共汚水樹増設工事 20,000千円(枠) 他、旅費 7千円、備用品費 75千円、手数料 2千円、 賃借料 832千円、負担金 10千円
		2 処理場費	214,740	140,432	74,308	5,667	【委託料】 214,740千円 ・終末処理場改築工事委託(水処理施設に係る機械・電気設備) 214,740千円
	2	固定資産購入費	2,475	2,122	353	1,264	
		1 有形固定資産購入費	2,475	2,122	353	1,264	【備品購入費】 2,475千円 ・水質試験用分析器(紫外可視分光光度計) 2,475千円
	3	企業債償還金	417,854	456,090	△ 38,236	497,051	
		1 企業債償還金	417,854	456,090	△ 38,236	497,051	R6末残高見込 3,294,810千円
	4	長期貸付金	1,600	1,600	0	0	
		1 長期貸付金	1,600	1,600	0	0	改造事業貸付金2件(店舗等1,000千円 一般住宅600千円)
	5	予備費	2,000	2,000	0	0	
		1 予備費	2,000	2,000	0	0	

農業集落排水事業総括表

収益の収入及び支出(3条予算)

収入 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	下水道事業収益		263,619	268,000	△ 4,381	285,819	内仮受消費税等 3,556
	1	営業収益	39,124	37,441	1,683	39,773	
		1 下水道使用料	39,124	37,441	1,683	39,773	【下水道使用料】 調定額 39,124千円 【R7当初】 有収水量287,300m ³ 件数7,923件 処理区域内人口 水洗化人口 水洗化率 接続世帯数 【R7年度末(見込)】 3,915人 3,204人 81.8% 1,160世帯
	2	営業外収益	224,495	230,559	△ 6,064	242,730	
		1 他会計補助金	106,301	111,240	△ 4,939	114,343	一般会計繰入金収益勘定分 基準内繰入金77,952千円、基準外繰入金28,349千円
		2 長期前受金戻入	118,178	119,302	△ 1,124	127,550	
		3 雑収益	16	17	△ 1	18	【弁償金】 ・東京電力原子力発電所事故賠償金 15千円 【延滞金】 1千円
		消費税	0	0	0	819	
	3	特別利益	0	0	0	3,316	
		過年度損益修正益	0	0	0	3,316	

農業集落排水事業総括表

収益的收入及び支出(3条予算)

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(A)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	下水道事業費用		259,288	264,000	△ 4,712	278,456	内仮払消費税等 4,265 千円
	1	営業費用	235,481	239,004	△ 3,523	246,797	
		1 管渠費	13,724	14,564	△ 840	14,648	【人件費】 88千円 (時間外手当のみ) 【委託料】 11,991千円 ・包括的維持管理委託(R3～R7のうちR7分) 管渠維持管理相当分 11,771千円 ・管渠等清掃委託(枠) 220千円 【修繕費】1,100千円 ・マンホール蓋等修繕(枠) 1,100千円 他、賃借料18千円、材料費477千円、保険料50千円
		2 処理場費	37,257	39,586	△ 2,329	37,901	【人件費】 5,032千円 【委託料】 31,956千円 ・脱水汚泥堆肥化委託 6,732千円(240t) ・包括的維持管理委託 処理場分 24,716千円 ・他委託料 508千円 他、手数料180千円、保険料89千円
		3 総係費	16,390	15,651	739	17,036	【人件費】 正規職員1名分+審議会委員2名分 7,735千円(うち審議会委員 65千円) 【工事請負費】 200千円 井戸メーター器新規設置工事【枠】 200千円 【負担金】 7,376千円 ・使用料徴収業務負担金 調定見込件数8,100件×単価438円＝3,548千円 ・公共下水道への汚水処理負担金(松川地区分) 3,805千円 ・地域環境資源センター負担金 20千円 ・農業集落排水連絡会会費 3千円 他、旅費6千円、備用品費130千円、燃料費112千円、通信運搬費92千円、 手数料25千円、賃借料457千円、修繕費215千円、保険料33千円、公課費9千円
		4 減価償却費	167,874	169,203	△ 1,329	177,212	
		5 資産減耗費	236	0	236	0	
	2	営業外費用	21,707	22,946	△ 1,239	24,207	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	21,658	22,834	△ 1,176	24,207	
		2 消費税及び地方消費税	49	112	△ 63	0	
	3	特別損失	100	50	50	7,452	
		1 過年度損益修正損	100	50	50	7,452	農業集落排水施設使用料過年度分の漏水還付
	4	予備費	2,000	2,000	0	0	
		1 予備費	2,000	2,000	0	0	

農業集落排水事業総括表

資本的收入及び支出(4条予算)

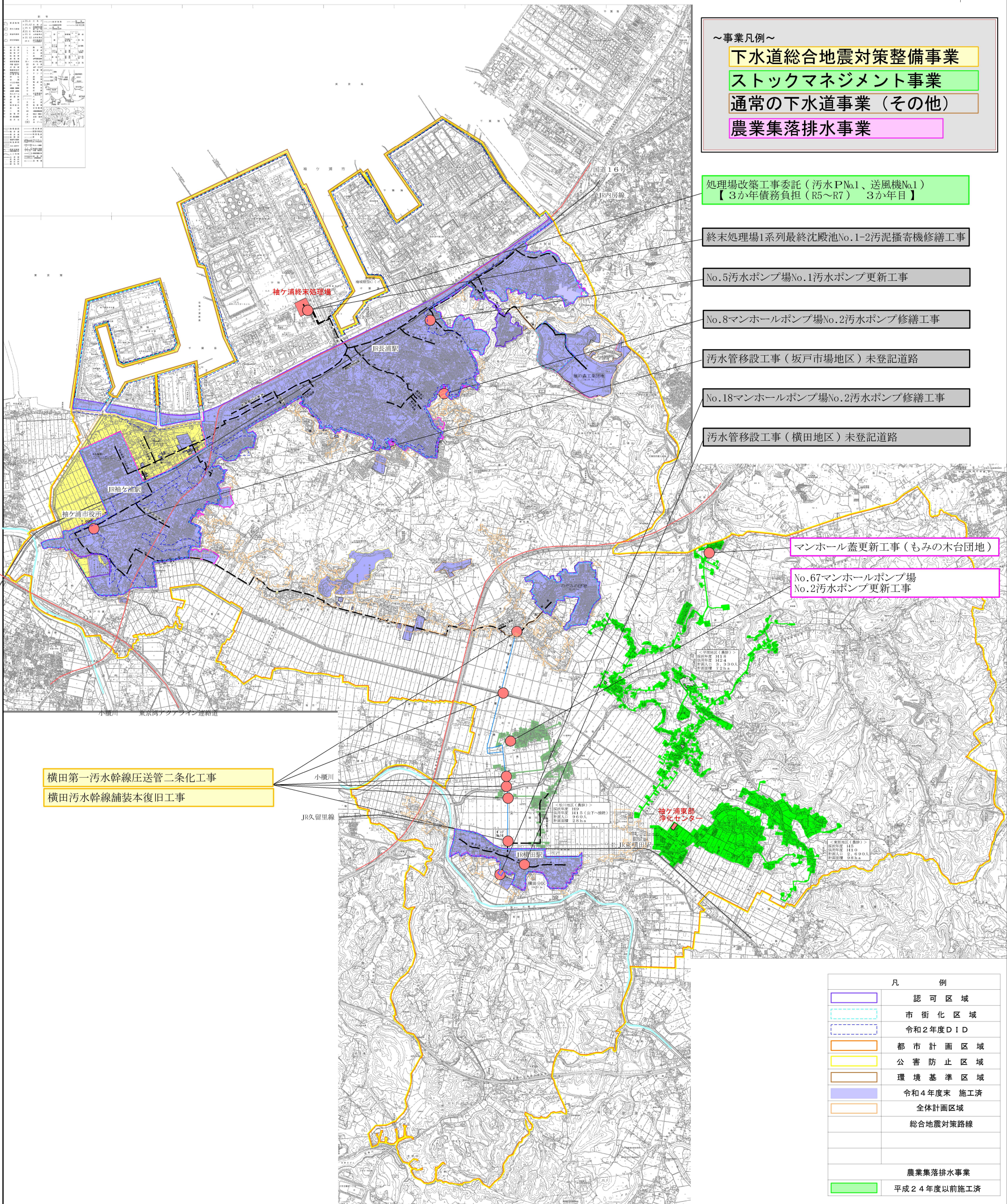
収入 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	資本的收入		58,520	68,000	△ 9,480	71,606	内仮受消費税等 0
	1	企業債	58,300	67,700	△ 9,400	67,400	
		1 企業債	58,300	67,700	△ 9,400	67,400	【単独事業債】 8,800千円 【資本費平準化債】 49,500千円
	2	他会計補助金	0	80	△ 80	170	
		1 他会計補助金	0	80	△ 80	170	
		県補助金	0	0	0	3,336	
		県補助金	0	0	0	3,336	
	4	負担金	220	220	0	700	
		1 受益者負担金及び分担金	220	220	0	700	【受益者分担金】 ・新規分枠(松川分220千円)

支出 (単位:千円)

款	項	目	令和7年度 当初予算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	差額 (A)－(B)	令和5年度 決 算	内容
1	資本的支出		112,783	123,000	△ 10,217	129,265	内仮払消費税等 849
	1	建設改良費	9,354	10,300	△ 946	19,681	
		1 管渠費	9,354	10,300	△ 946	10,806	【工事請負費】 9,086千円 ・マンホール蓋更新工事(もみの木台団地)12箇所 6,050千円 ・公共汚水柵増設工事 2箇所×100千円×1.1＝ 220千円 ・No.2汚水ポンプ更新工事 2,816千円 他、備消品費11千円 賃借料257千円
		2 処理場費	0	0	0	8,875	
	2	企業債償還金	103,429	112,700	△ 9,271	109,584	
		1 企業債償還金	103,429	112,700	△ 9,271	109,584	・R6年度末残高見込 1,514,425千円

議事2 参考資料1



凡 例		
集合処理区域	公共下水道で整備、公共下水道で処理（既整備）	
	公共下水道で整備、公共下水道で処理（計画）	
	農業集落排水で整備し、農業集落排水で処理(既整備)	
	農業集落排水で整備し、公共下水道で処理(既整備)	
個別処理区域		上記以外
行政区域界		— …

事業名	袖ヶ浦市 汚水適正処理構想		図面番号
			1 / 1
			縮 尺
			1/25,000
市町村構想図 (整備・運営管理計画図)		令和 4年 12月	
事業主	袖ヶ浦市	設計	中日本建設コンサルタント株式会社

○公営企業会計の予算とは（袖ヶ浦市下水道事業の場合（一部簡略））

公営企業会計の予算は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す**収益的収支**と、施設新設・改築など翌年度以降の効果が続く費用（建設改良費）や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す**資本的収支**の2種類になります。

なお、地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条（収益的収入及び支出）と第4条（資本的収入及び支出）に例示されていることから、一般的に収益的収支は3条予算、資本的収支は4条予算と呼ばれています。

〔収益的収支（3条）と資本的収支（4条）〕

収益的収支（3条）

区 分		費 目 等		内 容
経営活動に伴う収益と費用（損益計算書）	収 益	営 業 収 益		下水道使用料等主たる営業活動による収益
		営 業 外 収 益		一般会計繰入金、長期前受金戻入等営業活動以外の収益
	費 用	営 業 費 用	維 持 管 理 費	処理場、管渠等を維持管理するための費用（維持管理委託費や職員人件費、修繕費など）
			減 価 償 却 費	処理場や管渠など施設の取得費用について耐用年数に応じ費用計上
		営 業 外 費 用		企業債支払利息など営業費用以外の費用

資本的収支（4条）

区 分		費 目 等		内 容
建設改良費や企業債償還金支出やその財源収入（貸借対照表）	収 入	国 県 補 助 金		管渠敷設などの財源としての国県からの補助金
		企 業 債		建設改良費等の財源として借り入れる企業債
	支 出	建 設 改 良 費		管渠敷設、施設の更新などの建設改良費
		企 業 債 償 還 金		建設改良費の財源として借り入れた起債の元金償還金

〔収益的収支（3条）と資本的収支（4条）の関係〕

収益的収支（3条）

収 益	下 水 道 使 用 料	費 用	維 持 管 理 費
			企 業 債 支 払 利 息
			減 価 償 却 費
	一 般 会 計 繰 入 金、 長 期 前 受 金 戻 入		利 益

資本的収支（4条）

収 入	国 県 補 助 金	支 出	管 渠 敷 設、施 設 更 新 な だ の 建 設 改 良 費
	企 業 債		企 業 債 元 金 償 還 金
支出に対し収入が 不足する額			

内部留保資金
（補てん財源）

※ 4条予算では通常、資本的収入が資本的支出に対し不足します。不足した額については3条での利益や減価償却費などの非現金支出を加えた内部留保資金で補てんします。

公営企業用語集

(1) 公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として、主にその経費を経営に伴う収入をもって賄うことを原則として（独立採算の原則）、直接経営する企業。

(2) 法適用事業、法非適用事業

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用事業、適用していない事業を法非適用事業という。

法適用には、当然に同法の規定の全ての適用が求められる事業（水道事業等）、財務規定等の適用が当然に求められる事業（病院事業）、条例の定めるところにより、同法の規定の全部又は一部を適用することとされた事業（下水道事業等）がある。

法適用事業においては、発生主義に基づく企業会計で処理され、法非適用事業においては官庁会計で処理される。

(3) 特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に経理される会計をいう。地方公営企業法が適用される公営企業においては、事業ごとにその経営成績及び財務状況を明らかにして経営すべきものであるため、その経理を特別会計を設けて行うのが原則とされている。

(4) 期間損益

公営企業の事業活動の成果を明らかにして経営状況を把握するために、一定の期間（4月1日～3月31日）に事業年度を区切って成績を把握する必要がある。この事業年度を一単位期間として、その期間内における事業の収益及び費用を把握して期間損益計算を行って営業成績を明らかにする。

(5) 発生主義

現金主義では現金の異動に着目し、現金の異動があった時点でその事実について、収入と支出に分けて経理するのに対し、発生主義では経済価値の変動を伴うあらゆる事実について、その原因となる経済活動の発生時点で整理・記録しようとするもの。官庁会計においては現金主義を採用し、公営企業会計においては発生主義を採用している。

(6) 費用配分の原則

ある年度の期間損益の計算を行う場合、その年度に生じた収益と、その収益を得るために要した費用を対応させて認識すること。具体例としては減価償却費等が挙げられる。

(7) 収益的収入及び支出（3条予算）

サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が現金の出入りがあるかないかに拘らず計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条に示されているところから、一般に3条予算と呼ばれている。

(8) 資本的収入及び支出（4条予算）

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出からなっている。原則として現金の動きを伴うもののみが計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第4条に示されているところから、一般に4条予算と呼ばれている。

(9) 公営企業繰出金（一般会計繰入金）

地方公営企業の経費のうち①経費の性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で政令で定めるものは、一般会計等において負担することとされている。この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

(10) 長期前受金戻入

補助金等を財源として、固定資産等の取得又は改良をした場合、当該補助金等の額を長期前受金勘定（負債）に計上する。この固定資産等の減価償却等を行う際に、減価償却等に対応する額を長期前受金戻入勘定で損益計算書へ計上（収益化）する。

(11) 減価償却費

固定資産は、使用によってその経済的価値が減少していくが、この減少額を、その資産の耐用年数に渡って毎事業年度の費用として配分することを減価償却という。

(12) 資産減耗費

固定資産を除却したことにより、減価償却費として費用化していない額を費用計上するもの。

(13) 企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために、地方公共団体が外部から資金を調達することで負担する一会計年度を超える長期の借入金。

長期の借入を行うことで、それらの施設を利用して便益を受ける後世代の住民と、現世代の住民の間で、費用負担を適切に分かつことを可能とする。

(14) 過年度損益修正損

通常の業務活動以外で生じる費用（特別損失）のうち、過年度損益を修正することによる発生する費用。過年度の漏水認定等によるものがある。

(15) 建設改良債

多額な建設を行うための費用に充てるための地方債。

(16) 資本費平準化債

企業債の元金償還期間と事業用施設の減価償却期間が異なることにより生じる元金償還額と減価償却費の差額を後年度に繰り延べて平準化するために発行する地方債。

(17) 建設改良費

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費。

(18) 損益計算書

一営業期間における企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書。

(19) 貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書。

(20) 建設仮勘定

固定資産の建設等において、その事業のために供した経費のこと。年度末の工事終了後に資産勘定に振り替える。

(21) 引当金

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もれる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として負債又は資産へ計上する。

(22) 賞与引当金

通常6月に支給される期末手当及び勤勉手当が、前年の12月から翌年5月までの労働の対価として支払われる性質であることに鑑み、3月の年度末の段階においても、12月から3月までの支払義務が実質的に発生していると捉え、その時点で発生している額を費用計上するもの。

(23) 法定福利費引当金

賞与引当金と同様に、6月に支給される期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費のうち、12月から3月までに発生しているみなされる額を費用計上するもの。

(24) 貸倒引当金

将来的に回収不能となる恐れの高い未収金（下水道使用料）等について、その見込額を資産の部に控除項目として計上すること。

(25) 剰余金

企業の正味財産（資産と負債の差額）のうち資本金を超えた額をいい、その発生理由により、資本剰余金と利益剰余金に区分される。

(26) 補てん財源

資金的収入が資金的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補てんしなければならない。その不足する財源に充てられる内部留保資金を補てん財源という。減価償却費等の現金支出を伴わない費用によって企業内に留保される資金があげられる。